

# 結城市地域防災計画

(資料編)

令和3年

結城市防災会議



# 目次

1	総則	1
1-1	結城市防災会議委員名簿	1
1-2	防災関係機関窓口	2
1-3	結城市防災会議条例	7
1-4	結城市防災会議運営規程	9
1-5	結城市災害対策本部条例	11
1-6	災害時の配備体制	12
2	協定及び広域応援	14
2-1	災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）及び同実施細目	14
2-2	茨城県広域消防相互応援協定書	21
2-3	消防相互応援協定	23
2-4	都市間の災害時における相互応援協定	24
2-5	その他応援協定	27
2-6	放送要請の手続き	35
3	地震に係る基礎データ	36
3-1	気象庁震度階級	36
3-2	地震の震度階級解説表	38
3-3	警報・注意報基準一覧表	42
4	情報通信	45
4-1	茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	45
4-2	非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関	47
4-3	非常・緊急用電報の内容等	48
4-4	消防本部（署）無線基地局	49
4-5	防災行政無線	50
4-6	デジタル簡易無線機配備状況	52
4-7	災害時用公衆電話設置状況	53
5	避難場所	54
5-1	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（震災時等）	54
5-2	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（洪水時等）	56
5-3	福祉避難所・拠点避難所	57
5-4	避難所等位置図	58
6	危険箇所等	59
6-1	路面冠水箇所	59
6-2	重要水防区域	59
6-3	土砂災害危険箇所	60
7	危険物施設・毒性ガス	61

7-1	危険物製造所等の現況	61
7-2	火薬等取締対象施設の現況	62
8	緊急輸送	63
8-1	緊急輸送道路	63
8-2	公用車保有状況	64
9	災害時医療・災害時要配慮者等	67
9-1	広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（緊急告示医療機関）	67
9-2	診療所一覧	67
9-3	医療品供給施設	68
9-4	要配慮者利用施設	69
10	保健・衛生	70
10-1	ごみ処理施設	70
10-2	し尿処理施設	70
10-3	火葬場	70
11	農業	71
11-1	農作物災害未然防止対策	71
12	備蓄	75
12-1	市の備蓄状況	75
13	災害救助法の適用	77
13-1	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	77
13-2	災害救助法適用基準世帯数一覧表、及び被害状況報告表	80
14	河川及び水防	82
14-1	鬼怒川の水位標の位置と水位区分	82
15	文教・福祉施設	83
15-1	教育施設	83
15-2	福祉施設	85
16	文化財	90
16-1	国指定文化財	90
16-2	県指定文化財	90
16-3	市指定文化財	92
16-4	国登録有形文化財	96
17	消防団・消防車両保有状況等	98
17-1	各消防団の担当地区	98
17-2	消防団消防車両保有状況及び消防水利	99
17-3	筑西広域消防本部消防署等の消防車両保有状況	101
	様式等	102

# 1 総則

## 1-1 結城市防災会議委員名簿

(令和3年4月1日現在)

区 分	機 関 名 等	役職名
会 長	結城市	市長
第1号委員 (指定地方行政機関職員)	農林水産省関東農政局茨城県拠点	地方参事官
	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	所長
第2号委員 (県職員)	茨城県県西県民センター	センター長
	茨城県筑西土木事務所	所長
	茨城県筑西保健所	所長
第3号委員 (県警察官)	茨城県警察結城警察署	署長
第4号委員 (市職員)	結城市	副市長
	結城市	総務部長
	結城市	企画財務部長
	結城市	市民生活部長
	結城市	保健福祉部長
	結城市	経済環境部長
	結城市	都市建設部長
	結城市教育委員会	教育部長
第5号委員 (教育長)	結城市教育委員会	教育長
第6号委員 (筑西広域市町村圏事務組合職員)	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 結城消防署	署長
第7号委員 (消防団長)	結城市消防団	団長
第8号委員 (指定公共機関職員) (指定地方公共機関職員)	東日本旅客鉄道株式会社 結城駅	駅長
	東日本電信電話株式会社 茨城支店	支店長
	東京電力株式会社下館支社	支社長
第9号委員 (自主防災組織) (学識経験者)	結城市議会	議長
	結城市議会総務委員会	委員長
	一般社団法人結城市医師会	会長
	結城市災害救援ボランティア連絡会	会長
	結城市自治協力員連合会	会長
	ゆうき女性会議	会員
	結城市交通安全母の会	会長

## 1-2 防災関係機関窓口

### (1) 市

部局等名	課名	電話番号及びFAX番号
結城市役所		0296-32-1111(代表)
	結城出張所	0296-54-4477 FAX 0296-33-6161
	江川出張所	0296-35-0102 FAX 0296-35-0096
	山川出張所	0296-35-0004 FAX 0296-35-0095

### (2) 県

#### ア 本庁

代表 029(301)1111

部局等名	課名	電話番号、防災電話番号及びFAX番号
防災・危機管理部	防災・危機管理課	直通 029-301-2885 防 8-100-2885 FAX 8-100-2898
防災・危機管理部	消防安全課	直通 029-301-2896 防 8-100-2896 FAX 8-100-2887
土木部	河川課	直通 029-301-4490 防 8-100-4490 FAX 8-100-4499
警察本部	警備部警備課	

※勤務時間外緊急連絡窓口

防災・危機管理課 NTT029(301)2885 防8-100-2885 FAX8-100-2898

※表中防は茨城県防災電話番号、FAXは同無線のファクシミリ番号の意味である。

なお、県庁からは 衛星系 829-局番-××××、地上系 82-局番-××××

県出先等は 衛星系 9-局番-××××、地上系 8-局番-××××となる (以下同じ)。

#### イ 出先機関

機関所在地	担当窓口	電話番号内線	防災電話番号及び同FAX番号
県西県民センター 筑西市二木成615	県民福祉課	0296-24-9061	防 8-104-8403 FAX 8-104-8453
筑西保健所 筑西市甲114	総務課	0296-24-3911	防 8-132-8400 FAX 8-132-8450
県西家畜保健衛生所 筑西市新井新田42-4	防疫課	0296-52-0345	防 8-146-8400 FAX 8-146-8450
県西農林事務所 筑西市二木成615	土地改良部門	0296-24-9307	防 8-104-8405 FAX 8-104-8455
筑西土木事務所 筑西市二木成615	総務課	0296-24-9252	防 8-104-8400・8-104-8401 FAX 8-104-8450
土木部流域下水道事務所 下妻市中居指933-1	県西浄化センター	0296-44-9335	防 8-154-8400 FAX 8-154-8450
県西水道事務所 筑西市辻2382	総務課	0296-37-7402	防 8-167-8400 FAX 8-167-8450
結城警察署 (以下、「県警結城警察署」という。) 結城市大字小田林 1317-1	警備課	0296-33-0110	
	大町交番	0296-32-0110	
	武井駐在所	0296-35-1549	

	二本松駐在所	0296-35-0534	
	上山川駐在所	0296-35-0110	

### (3) 近隣市町等

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
古河市 古河市仁連2065	消防防災課	0280-76-1511 FAX 0280-77-1511	防 8-203-8400 FAX 8-203-8450
筑西市 筑西市丙360 スピカビル4階	消防防災課	0296-24-2132 FAX 0296-22-5790	防 8-222-8400 FAX 8-222-8450
桜川市 桜川市羽田1023	防災課	0296-58-5111 FAX 0296-58-5115	防 8-226-8400・1232 FAX 8-226-8450
八千代町 八千代町菅谷1170	消防交通課	0296-48-1665 FAX 0296-48-0161	防 8-240-8400 FAX 8-240-8450
栃木県小山市 小山市中央町1-1-1	消防本部危機管理課	0285-22-9879 FAX 0285-22-9816	
栃木県栃木市 栃木市万町9-25	危機管理課	0282-21-2551 FAX 0282-21-2675	
栃木県下野市 下野市笹原26	安心安全課	0285-32-8894 FAX 0285-32-8609	
栃木県野木町 野木町大字丸林571	総務課	0280-57-4112 FAX 0280-57-4190	
山形県長井市 長井市栄町1-1	総務課危機管理室	0238-84-2111 FAX 0238-83-1070	
埼玉県久喜市 久喜市下早見85-3	消防防災課	0480-22-1111 FAX 0480-21-1641	
愛知県刈谷市 刈谷市東陽町1-1	危機管理課	0566-62-1190 FAX 0566-27-9652	

### (4) 消防本部・署・出張所

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部 筑西市直井1076	管理統制課	0296-20-0188 FAX 0296-24-5444	防 8-650-8400 FAX 8-650-8450
筑西広域市町村圏事務組合 消防本部（以下「消防本部 」という。）結城消防署 結城市みどり町2-3		0296-32-5145 0296-32-7667	
	南出張所 結城市大字大木1138	0296-35-0930	

### (5) 指定地方行政機関

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
関東財務局 水戸財務事務所 水戸市北見町1-4	総務課	029-221-3188	
茨城労働局 水戸市宮町1-8-31	健康安全課	029-224-6215 FAX 029-224-6273	
茨城労働局 筑西労働基準監督署 筑西市下中山581-2		0296-22-4564 FAX 0296-22-4580	
関東農政局 茨城県拠点 水戸市北見町1-9		029-221-2184 FAX 029-225-6253	
関東地方整備局 下館河川事務所 筑西市二木成1753	管理課	0296-25-2169 FAX 0296-25-2170	
関東地方整備局 下館河川事務所 伊讚出張所 筑西市女方173		0296-28-0742 FAX 0296-28-8617	
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 水戸市 千波町1962-2	道路管理 第二課	029-240-4073	
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 岩瀬国道出張所 桜川市水戸209		0296-75-2476 FAX 0296-75-2322	
関東地方整備局 宇都宮国道事務所 宇都宮市平松町504	管理二課	028(638)2181 (勤務時間内)	※勤務時間外は029-639-5256
関東地方整備局 宇都宮国道事務所 小山出張所 小山市乙女1433-2		0285-45-9770 FAX 0285-45-9799	※勤務時間外は、本庁 029-639-5256
関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353	輸送担当 監査担当	029-247-5348 FAX 029-248-4773	
水戸地方气象台 水戸市金町1-4-6	防災グループ	029-224-1106 FAX 029-227-5230	防 8-852-8400 FAX 8-852-8450

#### (6) 自衛隊

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
陸上自衛隊 第1施設団 古河市上辺見1195	第3科	0280-32-4141	

#### (7) 指定公共機関

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
日本郵便株式会社 結城郵便局 結城市大字結城7195-2	総務部	0296-33-2982	
日本銀行 水戸事務所 水戸市南町2-5-5		029-224-2734 FAX 029-222-1036	



機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
日本赤十字社 茨城県支部 水戸市小吹町2551		029-241-4516 FAX 029-241-4714	防 8-854-8400 FAX 8-854-8450
NHK水戸放送局 水戸市大町3-4-4		029-232-9885 FAX 029-232-9833	防 8-855-8400 FAX 8-855-8450
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 水戸市三の丸1-4-47		029-221-2790 FAX 029-227-0304	防 8-856-8400 FAX 8-856-8450
日本貨物鉄道株式会社 関東支社 水戸営業支店 水戸市宮町1-1-21		029-227-2113	
NTT東日本株式会社 茨城支店 水戸市北見町8-8	茨城災害対策室	029-232-4825 FAX 029-232-4950	防 8-858-8400 FAX 8-858-8450
東京電力パワーグリッド株式会社 水戸市自由ヶ丘3-57	渉外担当	029-387-3103 FAX 029-225-5534	防 8-857-8400 FAX 8-857-8450
東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社 筑西市下岡崎3-1-13	渉外担当	0296-47-1601 FAX 0296-22-2348	
KDDI株式会社 北関東総支社 さいたま市大宮区桜木町 1-10-16		048-677-0086	
株式会社ドコモCS 茨城支店 水戸市宮町1-1-83		029-222-5285	防 8-859-8400 FAX 8-859-8450

(8) 指定地方公共機関

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
茨城県土地改良事業団体連合会 水戸市宮内町3193-3		029-225-5651 FAX 029-225-5239	
茨城県土地改良事業団体連合会 県西事務所 筑西市二木成621-1		0296-24-5851 FAX 0296-25-2187	
結城用水土地改良区 結城市大字結城1447		0296-32-0300	
吉田用水土地改良区 八千代町菅谷1187-1		0296-48-0029	
山川沼土地改良区 八千代町兵庫309-1		0296-49-0799	
結西土地改良区 結城市大字結城11803-11		0296-34-1182	
江川土地改良区 結城市大字田間1522		0296-35-2614	石塚孝男様宅 ※所在地は、代表者宅。

機 関 名 所 在 地	担当窓口	電話番号 FAX番号	防災電話番号 及び同FAX番号
幸江崎土地改良区 古河市仁連2076- 3		0280-76-0228	
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 水戸市千波町1918		029-241-1133	
社会福祉法人結城市社会福祉協議会 結城市大字結城1194		0296-33-0225 FAX 0296-33-1037	
一般社団法人茨城県医師会 水戸市笠原489		029-241-8446 FAX 029-243-5071	
一般社団法人結城市医師会 結城市大字結城1194 (市) 健康増進センター		0296-33-5200	
公益社団法人茨城県歯科医師会 水戸市見和 2-292		029-252-2561 FAX 029-253-1075	
結城市歯科医師会 結城市大字今宿1083- 7 (会長宅・高嶋歯科医院)		0296-35-3348	
公益社団法人茨城県薬剤師会 水戸市笠原町978-47 (県薬剤師会館)		029-306-8934	防 8-864-8400 FAX 8-864-8450
筑西薬剤師会 結城市大字結城1356-6		0296-20-8306 FAX 0296-20-8307	
公益社団法人茨城県看護協会 水戸市緑町 3- 5-35 (県保健衛生会館)		029-221-6900 FAX 029-226-0493	防 8-865-8400 FAX 8-865-8450
関東鉄道㈱ 土浦市真鍋 1-10- 8		029-822-3710 FAX 029-823-5834	防 8-869-8400 FAX 8-869-8450
一般社団法人茨城県トラック協会 水戸市見川町2440- 1		029-303-6363 FAX 029-243-5936	防 8-871-8400 FAX 8-871-8450
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会 水戸市桜川 2- 2-35		029-225-3261 FAX 029-225-3257	
茨城新聞社(株) 水戸市笠原町978-25		029-239-3001(代) FAX 029-225-3132	
株式会社茨城放送 水戸市千波町2084- 2		029-244-2160 FAX 029-243-8955	防 8-873-8450 FAX 8-873-8450
ケーブルテレビ株式会社 結城ケーブルテレビ 結城市大字結城13743- 1		0296-34-1822 FAX 0296-34-1823	

### 1-3 結城市防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 24 日 条例第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、結城市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 結城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 筑西広域市町村圏事務組合の職員のうちから市長が任命する者
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 39 年 9 月 28 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 51 年 7 月 2 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 7 年 3 月 30 日条例第 11 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 6 月 29 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 結城市防災会議運営規程

(昭和40年3月25日 訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、結城市防災会議条例（昭和37年結城市条例第33号）第5条の規定に基づき、結城市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理者)

第2条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員である市長の職務代理者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 防災会議は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理出席等)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、会議に出席する代理者は、委員とみなす。

2 委員は、会議に出席できないとき（前項の規定により代理者を出席させようとするときを含む。）は、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(専決処分)

第5条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

2 次に掲げる事項については、会長において専決処分するものとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

3 前2項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、事務局において作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は、2人とし議長が会議において指名するものとする。

(庶務)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を市民生活部防災安全課に置く。

付 則

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

付 則（昭和51年6月23日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成7年3月30日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 30 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 1 月 16 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

## 1-5 結城市災害対策本部条例

(昭和 39 年 9 月 28 日 条例第 42 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、結城市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 13 年 6 月 27 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 27 年 6 月 29 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-6 災害時の配備体制

災害時の配備体制<震災>

体制区分		発令基準	設置組織	動員基準
準備指令		市内で震度4		防災安全課長 及び消防防災係
警戒体制	第1事前 配備指令	市内で 震度5弱以上	災害対策 連絡会議 (必要に応じて)	部課長以上の職員 (市本部員及び事務局並びに各部内 班長に該当する職員) 都市建設部 応急対策担当職員
	第2事前 配備指令	市内で震度5強を記録した とき又は「南海トラフ地 震臨時情報」のうち、大 規模地震発生の可能性が 高まったとする情報が発 表されたとき。	災害対策 連絡会議	
非常体制	第1 配備指令	市内で 局地的災害発生	災害対策 本部	各部係長以上の職員で、全職員の 1/2 (局地的な災害発生に対し、対策を 実施するために必要な職員)
	第2 配備指令	市内で 震度6弱以上		全職員の2/3 (中規模の災害発生に対し、市本部 の分掌する対策を実施するために 必要な職員)
	第3 配備指令	市内で 大規模災害発生		全職員

※県内で震度4計測時は、県防災危機管理課への被害報告事務あり。(消防防災係)



災害時の配備体制<風水害>

体制区分	発令基準 (土砂災害)	発令基準 (風水害)	設置組織	動員基準	
準備指令		台風の接近等の気象庁の報道により、市内に危険な状態が予想され、対応が必要なとき。		防災安全課長 及び消防防災係	
警戒体制	第1事前 配備指令	大雨（土砂災害）警報が発表され、危険な状態が予想される時。	大雨洪水暴風大雪警報が市内に発表されたとき。	必要に応じて災害対策連絡会議	市民生活部長 及び防災安全課全員
	第2事前 配備指令	土砂災害警戒情報が市内に発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が水防団待機水位（0.0m）に達したとき。</li> <li>市内に相当の被害が予想され、市民生活部長が必要と認め、副市長の承認を得たとき。</li> </ul>	災害対策連絡会議	部課長以上の職員 都市建設部 応急対策担当職員 動員の指示を受けた職員
非常体制	第1 配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.1m）に達したとき。</li> <li>大規模災害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	災害対策本部	各部係長以上の職員で、全職員の1/2（局地的な災害発生に対し、対策を実施するために必要な職員）
	第2 配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が避難判断水位（1.9m）に達したとき。</li> <li>特別警報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>局地的災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>		全職員の2/3（中規模の災害発生に対し、市本部の分掌する対策を実施するために必要な職員）
	第3 配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.9m）に達したとき。</li> <li>鬼怒川及び田川の決壊のおそれがあるとき。</li> <li>市内全域に大規模災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>		全職員

## 2 協定及び広域応援

### 2-1 災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）及び同実施細目

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- （1）食料、飲料水、及び生活必需物資、並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、及び物資の提供
- （3）救援、及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救助、及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭、または電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- （1）被害、及び被害が予想される状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援の場所、及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村、及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資機材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定、及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項、またはこの協定に定めない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する

## 災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資、並びに資機材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻、及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口通过电话等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

## 連絡窓口届出書

令和	年	月	日	現在
協定市町村名				
所在地				

連絡体制	昼間	夜間・休日
① 連絡担当課		
② 連絡担当者職・氏名	正	
	副	
③ 連絡電話番号		
④ 防災行政無線	設置場所	
	無線番号	
	FAX 番号	
⑤ 電話 FAX 番号		
⑥ その他連絡に必要な事項		

- 備考 1 届出事項に変更がある場合、その都度遅滞なく届け出ること。  
 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

応援市町村長 \_\_\_\_\_ 殿

結城市長

印

## 災害応援要請書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により、応援を次のとおり要請します。

### 記

① 災害の種類	
② 災害の発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する生活必需物 資、資機材、車両、人 員、一時収容施設等の 種別・数量	

⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援の到着希望日時	
⑧ 応援の実施場所	
⑨ 使用する無線局	
⑩ その他必要な事項	

応援活動結果報告書

市町村名

災 害 種 別		災害発生場所			
災害発生日時	令和 年 月 日 時 分頃	応援要請受信時分	月 日 時 分受信	発 信 者	
応援活動の概要				覚 知 方 法	
応援出動状況	応援機関	人員	車両	その他	特記事項
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
資機材等使用状況					派遣人員の負傷  資機材の損傷

別記様式第4号

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村名



応援に要した経費の請求について

このことについて、令和 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第5条、及び同実施細目第6条に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求いたします。

記

請求金額		金 円	
	経費の区分	請求金額	摘要
請求金額の内訳			



## 2-2 茨城県広域消防相互応援協定書

### 第一章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

### 第二章 相互応援

(応援要請)

第4条 前条に規定する規模災害等が発生した市町等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

### 第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

#### 第四章 雑 則

（他協定との関係）

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（疑 義）

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

（協定書の保管）

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

水戸市長

日立市長

土浦市長

石岡市長

常陸太田市長

高萩市長

北茨城市長

笠間市長

取手市長

つくば市長

常陸大宮市長

那珂市長

かすみがうら市長

小美玉市長

東茨城郡茨城町長 東茨城郡大洗町長

久慈郡大子町長

鹿島地方事務組合管理者

茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者

筑西広域市町村圏事務組合管理者

常総地方広域市町村圏事務組合管理者

鹿行広域事務組合管理者

稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者

ひたちなか・東海広域事務組合管理者

東茨城郡城里町長

## 2-3 消防相互応援協定

(令和3年3月31日現在)

No.	協定(覚書)名称	締結年月日	内容	締結先
1	結城市八千代村消防相互応援協定	昭和34年6月10日	八千代村(現八千代町)との消防相互応援協定	八千代町
2	広域消防相互応援協定	昭和42年1月1日	筑西市(旧下館市)との消防相互応援協定 ※応援対象地区 下館地区(小川、川島、女方、布川) 結城地区(小埜全域(三ツ谷大谷瀬、本田大谷瀬を除く。))小森、久保田)	筑西市
3	消防相互応援協定書	昭和48年11月1日	筑西広域市町村圏事務組合消防本部、古河市(旧三和町)との消防相互応援協定 ※三和町側応援 結城のうち山川地区、江川地区	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 古河市
4	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 結城市小山市消防相互応援協定書	昭和48年11月1日	筑西広域市町村圏事務組合消防本部、小山市との消防相互応援協定	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 小山市

## 2-4 都市間の災害時における相互応援協定

(令和3年3月31日現在)

No.	協定名称	締結年月日	内容	締結先
1	災害時等の相互応援に関する協定	平成6年 4月1日	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	県内全市町村
2	姉妹都市の災害時における相互応援協定書	平成9年 11月21日	(1) 食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供 (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供 (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣 (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	山形県長井市
3	災害時における相互応援に関する協定書	平成22年 3月29日	(1) 物資、資機材等の提供及びあっせん ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ 被災者の一時収容のための施設 (2) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣 (3) ボランティアのあっせん (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項	栃木県小山市
4	災害時における相互応援に関する協定書	平成22年 12月22日	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材及び物資の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (3) 応急対策及び復旧に必要な職種の職員の派遣 (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	埼玉県久喜市
5	災害時相互応援協定書	平成23年 7月12日	(1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材、及び車両の提供 (2) 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供 (4) この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣 (5) 災害救助ボランティアのあっせん (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	愛知県刈谷市
6	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書	平成25年 2月19日	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供	古河市 下妻市 笠間市 坂東市 八千代町 境町

No.	協定 名称	締結 年月日	内容	締結先
			(4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) ボランティアのあっせん (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん (7) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん (8) 原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受け入れるための施設の提供及びあっせん (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	常総市 筑西市 桜川市 五霞町
7	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	平成 25 年 7 月 12 日	(1) 応急物資及び資機材の提供 (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	北茨城市 を含む 64 市町村・ 事務組合
8	災害時広域支援連携協定書	平成 29 年 7 月 7 日	(1) 指定避難所（以下、「避難所」という。）相互利用 (2) 活動車両の燃料相互供給 (3) 給水活動の支援・連携 (4) 食料、飲料水及び生活必需品の支援 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	小山市、 栃木市、 下野市、 野木町
9	原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定書	平成 28 年 8 月 4 日	災害対策基本法第 8 条第 2 項第 12 号の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画で定められた避難計画で定められた避難計画に基づいて、水戸市民の結城市へ県内広域避難	水戸市
10	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	平成 30 年 1 月 29 日	福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合におけるいわき市から結城市等への広域避難に関する協定	いわき市 を含む 35 市町村
11	大規模水害時の広域避難に関する協定書	令和元年 5 月 30 日	(1) 避難施設の使用 ※第 3 条第 1 項 避難市町の長は、広域避難が必要と判断したときは、受入市町の長に対し、避難先を指定の上、文書により当該施設の使用について協力を要請できるものとする。 ただし、緊急を要する場良いは、口頭又は電話等により協力を要請し、後に速やかに文書を提出するものとする。 (2) 避難施設の運営 ※第 4 条第 1 項 避難市町が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、避難市町が行うものとする。ただし、避難初動期において避難市町の体制が整わない場合については、避難市町の長は、避難市町を除く協定市町の長に対して避難施設の運営についての協力を要請し、応援市町は、その要請に応じるものとする。	筑西市を含 む 12 市町
12	災害廃棄物処理に係る連携	令和 2 年 6 月 1 日	茨城県、県内各市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的とする一部事務組合、一般社団法人茨城県産業資源	茨城県 43 市町村 関係一部

No.	協定 名称	締結 年月日	内容	締結先
	及び協力に関する協定書		循環協会による災害廃棄物処理に関する協定 県内市町村義務 (1) 短期的に職員を派遣すること。 (2) 仮置場の用地を提供すること。 (3) 廃棄物の処理及び処分を行うこと。 (4) 協定締結団体の一般廃棄物処理業者の情報を提供すること。 (5) 災害廃棄物処理計画や事業継続計画 (BCP) の策定及び計画の適宜見直しに務めること。	事務組合 19 組合 一般社団 法人茨城 県産業資 源循環協 会

## 2-5 その他応援協定

(令和5年3月31日現在)

No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
1	物資供給	災害救助に必要な食糧の調達に関する協定書	平成12年10月3日	次に掲げる場合において、食糧を調達する必要があると認めるときは、北つくば農業協同組合結城園芸部会に供給を要請することができる。 (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 市外の救助のため、県から食糧調達の斡旋を要望されたとき。 (3) その他市長が特に認めるとき。	北つくば農業協同組合結城園芸部会
2	物資供給	災害時に必要な物資の調達に関する協定書	平成21年10月26日	災害発生時における物資の迅速な供給	株式会社ヨークベニマル
3	物資供給	災害救助に必要な食糧の調達に関する協定書	平成22年11月8日	次に掲げる場合において、食糧を調達する必要があると認めるときは、北つくば農業協同組合結城普通作部会に供給を要請することができる。 (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 市外の救助のため、県から食糧調達の斡旋を要望されたとき。 (3) その他市長が特に認めるとき。	北つくば農業協同組合結城普通作部会
4	物資供給	災害時における救援物資の提供協力に関する協定書	平成26年1月15日	災害が発生した場合の救援物資（営業拠点で保有する在庫飲料水）の供給に関する協定	株式会社伊藤園
5	物資供給	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	平成26年3月31日	災害時において被災者を救援するため、応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援	いばらきコープ生活協同組合
6	物資供給	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	平成26年9月26日	北つくば農業協同組合の保有する物資の災害時の緊急供給活動	北つくば農業協同組合
7	物資供給	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	平成27年3月23日	結城市において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保について、協力を要請するために必要な事項を定め、被災者にLPガスを供給することにより、市民生活の安定を図る。	茨城県高圧ガス保安協会結城支部
8	物資供給	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成29年3月31日	災害時において結城市が生活物資を必要とする時は、株式会社カインズに対し生活物資の供給について協力を要請することができる。 (1) 日用品等の生活必需品 (2) 災害時の応急対策に必要な物資として株式会社カインズが供給できるもの	株式会社カインズ
9	物資供給	大規模災害時における炊出し等に関する協定書	平成30年8月2日	大規模災害により被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の炊出しに必要な人員の派遣及び(株)エイヨウシヨクが購入又は設置した設備、什器類等の使用並びに飲食物の提供	株式会社エイヨウシヨク

No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
10	物資供給	災害時における物資の供給に関する協定書	令和2年9月29日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、段ボールシート、段ボールケース、段ボール製簡易ベッド等を適正価格にて供給する。	株式会社公和産業
11	物資供給	災害時における燃料の優先供給等に関する協定書	令和2年11月17日	災害時において、災害応急対策車両並びに市の庁舎及び災害対応上重要な施設設備への石油類燃料の優先供給	茨城県石油商業組合結城支部
12	物資供給	災害時における物資の供給に関する協定書	令和3年3月9日	災害時等において、被災住民を救援するための物資の供給に関する協定	株式会社カスミ
13	物資輸送	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	平成11年10月5日	地震等の大規模災害時において、一般社団法人茨城県トラック協会水戸線支部に対し、緊急救援輸送を要請できる。	一般社団法人茨城県トラック協会
14	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	平成21年10月26日	株式会社ヨークベニマル結城店の駐車場の一部を市の一時的な避難施設として使用する。	株式会社ヨークベニマル
15	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	平成28年9月1日	災害等が発生した場合に茨城県結城看護専門学校が管理する施設を避難所として利用することに関する協定	公益財団法人茨城県看護教育財団 茨城県結城看護専門学校
16	施設使用 (避難所・避難場所)	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定書	令和2年9月3日	株式会社デベロップが管理するHOTEL R9 The Yard 結城を一時的避難施設として使用する。 移動式宿泊施設等を優先的に貸与する。	株式会社デベロップ
17	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における施設利用の協力に関する協定書	令和2年11月1日	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、学校法人清芳学園玉岡堯舜認定こども園の管理する施設を避難所として利用することに関する協定	学校法人清芳学園玉岡堯舜認定こども園
18	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における施設利用の協力に関する協定書	令和2年11月1日	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、茨城県立結城第一高等学校の管理する施設を避難所として利用することに関する協定	茨城県立結城第一高等学校
19	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における施設利用の協力に関する協定書	令和3年1月4日	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、茨城県立鬼怒商業高等学校の管理する施設を避難所として利用することに関する協定	茨城県立鬼怒商業高等学校
20	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における施設利用の協力に関する協定書	令和3年1月4日	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、茨城県立結城特別支援学校の管理する施設（体育館及校庭）を避難所として利用することに関する協定	茨城県立結城特別支援学校



No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
21	施設使用 (避難所・避難場所)	災害時における施設利用の協力に関する協定書	令和3年 1月18日	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、茨城県立結城第二高等学校の管理する施設を避難所として利用することに関する協定	茨城県立結城第二高等学校
22	施設使用 (物資集積等)	災害時における物資拠点運営の協力に関する協定書	令和2年 12月8日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資拠点運営のための対象施設の提供、物資の荷捌き及び保管を円滑に実施するための人員の派遣、荷役資機材等の提供	北つくば農業協同組合
23	施設使用 (福祉避難所)	茨城県立結城特別支援学校の福祉避難所設置運営に関する覚書	平成28年 3月24日	茨城県立結城特別支援学校の管理する施設の一部を災害時における福祉避難所として指定すること。	茨城県立結城特別支援学校
24	施設使用 (福祉避難所)	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	令和2年 5月25日	社会福祉法人達生堂が管理する対象施設を福祉避難所として利用すること。 (1) 介護老人保健施設すばる (2) 通所リハビリテーションセンター天然温泉茶釜の湯 (3) 特別養護老人ホームヒューマン・ハウス	社会福祉法人達生堂
25	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成21年 2月5日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施 (1) 公共施設等の被害状況の収集及び提供 (2) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う人命救助のための障害物の除去 (3) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去 (4) その他甲が必要と認める応急対策業務	結城市建設業協会
26	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成21年 2月5日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施 (1) 公共施設等の被害状況の収集及び提供 (2) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う人命救助のための障害物の除去 (3) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去 (4) その他甲が必要と認める応急対策業務	社団法人茨城県篤土木工業会結城支部
27	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成22年 3月29日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施 (1) 上水道、下水道施設の被害状況の収集及び提供 (2) 上水道、下水道の施設や配管設備の破損に伴うライフライン確保のための応急復旧業務 (3) その他結城市が必要と認める応急対策業務	結城市管工事協同組合

No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
28	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 22 年 3 月 29 日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施 (1) 公共施設等の被害状況の収集及び提供 (2) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う人命救助のための障害物の除去 (3) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去 (4) その他甲が必要と認める応急対策業務	結城市建設協同組合
29	災害応急・復旧	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書	平成 25 年 5 月 29 日	地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、結城の要請にて廃棄物を速やかに撤去すること。	関東道路株式会社
30	災害応急・復旧	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	令和 2 年 11 月 2 日	災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合における停電復旧のための情報提供、相互協力等に関すること。	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社
31	医療・衛生	災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書	平成 11 年 10 月 5 日	災害救助に必要な災害用医薬品等の供給	筑西薬剤師会結城支部
32	医療・衛生	結城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	平成 26 年 8 月 12 日	結城市地域防災計画に基づいて行う医療救護活動に対し、一般社団法人結城市医師会の協力に関して必要な事項を定める。	一般社団法人結城市医師会
33	医療・衛生	災害時の医療救護活動に関する実施細目	平成 26 年 8 月 12 日	「結城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」第 14 条に基づく実施細目 (1) 救護所の設置 (2) 施設及び設備費用弁償 (3) 医療救護従事者の実費弁償	一般社団法人結城市医師会
34	医療・衛生	医療救護活動に係る費用弁償に関する覚書	平成 26 年 8 月 12 日	「結城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」、「災害時の医療救護活動に関する実施細目」で定める費用弁償	一般社団法人結城市医師会
35	医療・衛生	災害時の歯科医療救護についての協定書	平成 27 年 4 月 16 日	結城市における歯科医療救護に対する結城市歯科医師会の協力（歯科医療チームの派遣）	結城市歯科医師会
36	医療・衛生	歯科医療救護活動実施細目	平成 27 年 4 月 16 日	結城市歯科医師会との「災害時の歯科医療救護についての協定書」に関する実施細目を定める。	結城市歯科医師会
37	医療・衛生	歯科医療救護に係る費用弁償についての覚書	平成 27 年 4 月 16 日	結城市歯科医師会との「歯科医療救護活動実施細目」に関する費用弁償について定める。	結城市歯科医師会
38	医療・衛生	特定接種の接種体制に関する覚書	平成 29 年 3 月 30 日	新型インフルエンザ等対策措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく特定接種についての協定	特別医療法人社団同樹会結城病院

No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
39	広報・報道・情報通信	アマチュア無線による災害時応援協定書	平成 11 年 10 月 5 日	市内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、結城市の要請に基づき結城市アマチュア無線クラブが協力して情報の収集及び通信活動を行う。	結城市アマチュア無線クラブ
40	広報・報道・情報通信	防災及び防犯に係る協定書	平成 23 年 8 月 1 日	ケーブルテレビ株式会社の提供するサービス（コミュニティチャンネル、メール配信等）を通じて、防災及び防犯に関する情報を提供する。	ケーブルテレビ株式会社
41	広報・報道・情報通信	結城市情報メール配信運用に関する覚書	平成 24 年 3 月 13 日	筑西広域市町村圏事務組合消防本部に入電した火災等の緊急配信及び防災情報発生時のメール配信の運用に関して	筑西広域市町村圏事務組合消防本部
42	広報・報道・情報通信	IP ネットワークを利用した防災情報の送受信に関する覚書	平成 27 年 3 月 9 日	下館河川事務所が所有する鬼怒川の水位観測所のデータ送受信についての協定	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長
43	広報・報道・情報通信	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 29 年 3 月 17 日	災害発生時において、被災者等の通信の確保を目的とする。 【設置場所】 災害時用公衆電話の設置に係る設置場所及び通信回線数は結城市と東日本電信電話(株)協議の上、東日本電信電話が決める。	東日本電信電話株式会社茨城支店
44	広報・報道・情報通信	防災行政無線を活用しての情報発信活動の相互協力に関する覚書	平成 29 年 9 月 20 日	防災行政無線を活用しての広報活動により地域住民の安全確保をする。	県警結城警察署
45	広報・報道・情報通信	災害に係る情報発信等に関する協定書	平成 30 年 3 月 1 日	(1) 結城市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。 (2) 市内の避難所等の防災情報を市が提供し、平常時からヤフーサービス上に掲載して一般の閲覧に供すること。 (3) 市内の緊急情報を市が提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載して一般に広く周知すること。 (4) 市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報を市が提供し、ヤフーサービス上に掲載して一般に広く周知すること。 (5) 市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を市が提供し、一般に広く周知すること。 (6) ヤフー株式会社が提供するブログサービスにおいて、結城市が運営するブログにアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲	ヤフー株式会社

No.	種別	協定 名称	締結 年月日	内容	締結先
				載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。	
46	広報・報道・情報通信	結城市防災行政無線の使用に関する協定書	令和2年3月1日	電力供給にかかわる大規模停電が発生した場合や、電力需要のひっ迫などにより広範囲にわたる停電等に関する情報を伝達することで、住民の安全確保と不安の軽減を図る。	東京電力パワーグリッド株式会社下館支社
47	広報・報道・情報通信	災害時における放送要請に関する協定書	令和2年10月29日	災害時に市が通知、伝達又は警告に緊急を要する場合において、特別の必要がある場合ラジオにて災害放送を行う。	株式会社茨城放送
48	その他	災害時の情報交換に関する協定	平成23年3月29日	(1) 各種情報の交換 ① 一般被害状況に関すること。 ② 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること。 ③ その他国土交通省関東地方整備局又は結城市が必要な事項 (2) 情報連絡員(リエゾン)の派遣	国土交通省関東地方整備局

No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
49	その他	地震等大規模災害に関する基本覚書	平成 24 年 4 月 26 日	災害等の発生時に協力して市民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで協力内容や役割分担等必要な事項を定める。 (1) 連絡体制の確立 (2) 情報交換 (3) 市民及び鉄道利用者等のための一時避難場所及び避難所を指定 (4) 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力 (5) 早期復旧に努めること。 (6) 災害発生に備え訓練を行うものとする。	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社
50	その他	地震等大規模災害に関する確認書	平成 28 年 12 月 7 日	「地震等大規模災害に関する基本覚書」による確認書。 (1) 連絡体制の確立 (2) 避難場所等の指定及び役割の明確化 (3) 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力 (4) 早期復旧 (5) 訓練の実施	東日本旅客鉄道水戸支社下館駅長
51	その他	災害時における施設使用に関する協定書	平成 29 年 9 月 20 日	大規模災害等発生時において、県結城警察署が結城市の管理にかかる施設の一部を警察活動の拠点及び待機場所等として使用すること。	県警結城警察署
52	その他	結城市と結城市内郵便局との地域における協力に関する協定書	平成 29 年 10 月 5 日	結城市と結城市内郵便局との地域に関する協定 (1) 災害発生時の協力に関すること。 (2) 地域見守り活動に関すること。 (3) 児童・生徒の健全育成に関すること。 (4) 道路の損傷等に関すること。 (5) 廃棄物等の不法投棄に関すること。 (6) その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。	日本郵便株式会社結城郵便局
53	その他	災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	令和元年 5 月 30 日	災害時に市民生活の安全確保や結城市の所管施設の災害応急業務を実施し、被災した結城市の所管施設の機能確保及び早期回復に資する。	結城市測量設計業協力会
54	その他	災害時における支援協力に関する協定書	令和 2 年 7 月 27 日	災害時に結城が災害対策本部を設置し、災害救助法（昭和 25 年法律第 303 号）が適用された場合において、茨城県行政書士会による被災者支援相談窓口の開設及び結城市への会員の派遣の協力	茨城県行政書士会

No.	種別	協定名称	締結年月日	内容	締結先
55	その他	災害時等における看護師の派遣協力に関する協定書	令和3年 2月22日	災害時等に、結城市健康増進センターを福祉避難所として開設した場合には、避難している要配慮者の支援、相談等の業務に当たる看護師の派遣等の協力	公益財団法人茨城県看護教育財団 茨城県結城看護専門学校
56	広報・報道・情報通信	防災情報等の提供する協定書	令和4年 8月1日	結城市内の最新防災情報を市が提供し、ファーストメディア株式会社のサービス上に掲載する等の方法により、結城市民等に対し周知すること。	ファーストメディア株式会社
57	広報・報道・情報通信	電気通信提供業務停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	令和4年 9月21日	結城市域内において、大規模な災害、事故または故障等により、電気通信提供業務の停止が発生し、広報（電気通信サービスの障害発生状況、その原因及び回復状況等を利用者に広く認知させることをいう）ができない場合に、市が保有する防災無線を活用し、業務の停止に関する情報を伝達することにより、住民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。	東日本電信電話株式会社 千葉事業部
58	物資提供	災害時におけるコンテナ型トイレ等の提供に関する協定書	令和4年 12月23日	結城市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙からコンテナ型トイレ等の提供を受け、避難所の安定的な運営を図る。	吉田運送株式会社
59	物資提供	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書	令和5年 1月30日	結城市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において甲が乙から機材の提供を受け、避難所の安定的な運営を図る。	株式会社ナガワ

## 2-6 放送要請の手続き

### (1) 放送の要請

市長及び知事は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び株式会社茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通して行うものとする。

### (2) 要請の手続

放送の要請は、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局 232-9801、株式会社茨城放送 244-2160）又は口頭により行う。

放送申込書	
放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	

令和 年 月 日

殿

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印

(注) 本申込書は正副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。

### 3 地震に係る基礎データ

#### 3-1 気象庁震度階級

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—			
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—			
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		亀裂や液状化が生じることがある。斜面等で落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れが生じることがある。斜面等がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、ひび割れ・亀裂が多くなる。	大きな地割れが生じることがある。斜面等がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生する



震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	ことがある。

### 3-2 地震の震度階級解説表

#### 震度5弱及び5強の地域の被害状況等の程度

(東京都防災会議作成)

区 分		震 度 5 弱	震 度 5 強
人間に与える影響	起きている人の感覚と心理	ほとんどの人が物にすがりたいと感じる。	ほとんどの人が恐怖を感じ、あるいは目まいがする。
	眠っている人	ほとんどの人が驚いて飛び起きる。	1 一瞬何が起こったのか分からず、茫然とする。 2 ベッドから転げ落ちることがある。
	人々の行動	1 かなり多くの人が屋外へ走り出そうとする。 2 その場で立ちすくむ者もある。	1 直立困難になり、物につかまらなると歩けない。 2 階段を降りるのは、ほとんど不可能になる。 3 物にぶつかって動けない。 4 かなり多くの子供が泣き騒ぐ。
建築物	木造家屋	1 柱・梁等の継手の破損する家がわずかに生ずる。 2 しっくい壁にひびが入りわずかに落ちる。 3 老朽家屋はかなり破損し、傾くものも生ずる。 4 瓦はかなりずれる。 5 しっくい天井は一部にはくりの生ずることがある。	1 柱・梁等の継手の破損やゆるみの生ずることがある。 2 羽目板がはずれることがある。 3 土台のずれる家がわずかに出る。 4 老朽家屋、屋根の重い家、一階に壁や柱の少ない建物等では、かなり破損し、中には倒れるものもある。 5 かなり多くのしっくい壁でひびが入り、大壁は落ちることがある。 6 瓦はずれることが多く、中には落ちるものもある。 7 しっくい天井は、かなり落ちる。
	鉄筋コンクリート造	1 かなりゆれる。 2 きしみ音とともにモルタル壁などに亀裂が入りコンクリート壁にも小さな亀裂が入ることもある。 3 天井については、木造家屋の記述に準ずる(以下同じ。)	1 設計・施工の悪い物は、鉄筋が露出したリ、座屈するものもあり、部分破壊するものもある。 2 壁のタイルなどの化粧材で落ちるものが生ずる。
	レンガ造・石造・ブロック造*1	無筋の壁体が、わずかに転倒する。	外壁がくずれたり、亀裂が入るなど破壊が生じ、かなり崩壊する。
	戸・障子・窓ガラス	1 木製の戸は、はずれることもあるが、ガラスが割れることは少ない。 2 ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスに、割れて落ちるものがある。 3 障子は割れることがある。	1 開き戸は、変形し開かなくなることがある。 2 鉄製の扉、シャッターは変形により開かなくなることがある。 3 戸、障子は外れ、破損するものが多い。 4 窓ガラス枠ごとはずれることがある。 5 ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスは、かなり多く破損し落下する。 6 ビルのゴムパッキンを使用したハメ殺し窓や、ハメ殺し以外のものでも少しのガラスが破損落下する。

\*1 組積造、補強コンクリートブロック造で建築基準法施工令(昭和25年政令第338号)に従って施工されたものは、鉄筋コンクリート造に準ずる耐震性をもつ。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
付 属 構 造 物	エレベータ	カウンターウェイトがはずれたり、配線ワイヤーが巻きついたりして運転不能になることがある。	カウンターウェイトがはずれたり、配線ワイヤーが巻きついたりして運転不能になることがある。
	看板等	取り付けの悪いものは落ちることがある。	1 取り付けの悪いものはかなり落ちる。 2 屋上の鉄骨架台上の高架水そうはかなり破損する。
	煙突・高架水そう等	1 レンガ製の煙突は、上部が崩れるものがある。 2 煙突にひび割れが生じ、まれに折損する。 3 屋上の鉄骨架台上の高架水そうは、破損するものもある。	1 煙突に折損するものが少し出る。 2 屋上の鉄骨架台上の高架水そうはかなり破損する。
	塀	1 ブロック塀で、鉄筋のないもの、基礎の弱いものは、くずれたり倒れることがある。 2 大谷石塀は倒れるものがある。	1 ブロック塀で、鉄筋の少ないもの、基礎の弱いものは倒れるものが多い。 2 施工の悪い大谷石塀はほとんど倒れる。
屋 内 の 収 容 物	家具	1 机やロッカーなどが移動することがある。 2 タンス・細長い家具・テレビ・クーラーが倒れたり、ずれたりするものもある。 3 机・家具の引出しがとび出すことがある。	1 重い家具も移動し倒れるものもある。 2 タンス・細長い家具・テレビなど倒れるものが多くなる。 3 冷蔵庫・ピアノが倒れることがある。
屋 内 の 収 容 物	置物等	1 安定した花瓶も倒れることがある。 2 電話の受話器がはずれることがある。 3 人形ケースなど固定の悪いものは落下する。	1 電話の受話器がはずれることが多い。 2 多くのものが倒れたり、ずれ動き、家具などの上のものは落ちる。
	絵・額・振り時計	1 取付の悪いものはかなり落ちる。 2 ほとんどの振り時計が止まる。	1 取付の悪いものはほとんど落ちる。 2 振り時計はすべて止まる。
	電灯・シャンデリア等の吊下物	1 取付の悪い蛍光灯の球が落下する。 2 チェーン吊りの蛍光灯で落ちるものがある。 3 寺の鐘が鳴ることもある。	1 シャンデリアやチェーン吊りの蛍光灯は、激しくゆれ、天井にぶつかるなどしてかなり落下する。 2 寺の鐘が激しく動く。
	書棚・陳列棚・自動販売機 (屋外のものも含む)	1 書棚の本がかなり落ちる。 2 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物がかなり落ちる。 3 棚のものがかなり落ちる。 4 自動販売機で足場の悪いものはずれたり倒れたりする。	1 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物のほとんどが落ちる。 2 棚のものがほとんど落ちる。 3 自動販売機はかなり倒れる。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
火気使用器具	ガスコンロ・ガステーブル等	1 台上にあるガスコンロ・ガステーブルは移動したり、落ちたりするものがある。 2 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものは倒れるものがある。	1 ガスコンロ・ガステーブルはかなり移動したり落ちたりする。 2 ガス湯沸器で取付の悪い壁式のものも落ちるものがある。 3 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものはかなり倒れ、固定されたものでも倒れるものがある。 4 営業用のガスレンジなどにも移動したり転倒したりするものがある。
	ガストーブ・石油ストーブ	1 石油ストーブの耐震自動消火装置がかなり作動する。 2 ガストーブ・電気ストーブで転倒するものがある。	1 石油ストーブの耐震自動消火装置が作動する。 2 円筒形で重心の高い石油ストーブは転倒する。 3 ポット型石油ストーブの燃料そうが転倒する。 4 ガストーブ・電気ストーブはかなり転倒する。
火気使用器具	L・P・Gボンベ	1 鎖止めのないもの、鎖止めの弱いものは転倒する。 2 細長いボンベで、鎖止めの位置が高すぎるものは抜け出して倒れるものがある。	1 細長いボンベで、鎖止めの良いものも壁体ごと倒れるものがある。 2 細長いボンベで、鎖止めの位置が高いものは抜け出してかなり倒れる。
交通機関等	鉄道	1 運転手の多くが地震だと気づき、在来線及び地下鉄は運転を一時見合わせる。 2 盛土で地盤の悪い所では、かなり亀裂が生ずる。	1 盛土で地盤の悪い所では、沈下が生ずる。 2 切取斜面で落石などが、かなり生ずる。
	自動車	1 車輪がパンクしたような感じがする。 2 ハンドルを取られるような感じがする。 3 前方の道路が波打つ感じがする。 4 停車中の車が動くことがある。	1 四輪が同時にパンクしたようになり、ハンドルを取られて運転が困難になる。 2 停車中の車両が移動し、駐車間隔が狭いと互いにぶつかることがある。
	自転車	よるけて自転車の運転が困難になる。	自転車の運転ができない。
屋外の構造物	道路	1 盛土道路の路肩の部分にひびが入ることがある。 2 急斜面にある道路が損壊することがある。	1 盛土道路では、大きな地割れが入ったり、路肩が崩れることがある。 2 石畳は相互に押し合いかなり多くすき間やつき上げを生ずる。 3 急斜面の道路は、土砂崩れなどによる損壊を生ずることがある。
	橋	レンガ造、無筋コンクリート橋脚に亀裂の生ずることがある。	1 橋の取付部分に段差が生じたり、盛土の路肩部分が崩れることがある。 2 木造の橋は小被害を生ずる。 3 レンガ造、無筋コンクリート橋脚に切断、相対ずれの生ずることがある。
	電柱・電線等	1 電線が大きくゆれる。 2 小範囲で停電する場合がある。	1 看板の落下などにより電線が断線する場合がある。 2 一部の地域で停電する場合がある。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
そ の 他	屋外の 構造物	1 石灯籠はかなり倒れる。 2 墓石は回転したり、ずれたりし、不安定なものは倒れる。	1 ほとんど倒れる。 2 セメントで固定したのも、ほとんど移動するか回転する。 3 記念碑等は台石上でずれたり、回転し倒れるものもある。 4 鳥居はかなり破損する。
	地下埋設管	1 水道管で、鉄管の継手部の抜け出しや、破損・折損がわずかに生ずる。 2 ガス管で、配管接続部にゆるみを生ずることがある。	1 地割れ部分や、異なった地盤の境目では、水道鉄管の継手部抜け出しや、破損・折損がかなり生じ、ガス管でも配管接続部に破損が生ずることがある。 2 地盤の良い所でも、水道鉄管の破損が生ずることがあり、ガス管の配管接続部にゆるみを生ずることがある。 3 一部の地域で、断水を生じ、ガスの供給を停止することがある。
	擁壁	排水孔の無い石積みものは、崩れたり、はらんだりするものがある。	1 地盤の悪い所の石積みものは、崩れたり、はらみ出すものが多い。 2 コンクリートのものでも普段から前かがみのものには、被害を受けるものがある。
	地変	1 山地や崖地などで落石を生ずることがある。 2 宅地造成地などの盛土や傾斜地にやや大きな亀裂を生ずることがある。 3 水田に液状化現象が起こり、噴砂噴泥が生ずることがある。	1 平らな地面にも、亀裂を生ずることがある。 2 軟弱な地盤の所では陥没・地沁りが生ずる。 3 地盤によっては砂の液状化現象が起こり、水や砂や泥の噴出が生ずる。 4 山地では落石・山崩れが多く起こる。
	プール・池・湖水・井戸等	1 池や湖水の泥が攪乱され水がにごる。 2 池・河川・湖が波立って岸に波のあとが残る。 3 プールの水が少し溢れ出る。 4 井戸の水位が変化することが多い。 5 泉の湧出量が変わり、あるいは出始めたり涸れたりする。	1 池・プールの水が大きく溢れ出る。 2 井戸の水位の変化が多く、井戸水が涸れたり、水が出始める。 3 泉の湧出量が変わり、出始めたり涸れたりすることが多い。

(参考)

#### 用語の使い方

被害などの量を示す副詞・形容詞の使用については、一応の目安として次のようにしています。

- |                  |                  |   |
|------------------|------------------|---|
| ・まれに……………1%以下    | ・ほとんど……………80~90% | } 震度階に特徴的に現れ始めるといったある…程度の現象で、上記のように現象を量的に表現できかねる場合。 |
| ・わずかに……………数% "   | ・すべて……………100%    |   |
| ・少し……………10%前後    | ・ものも (が)         |   |
| ・かなり……………30% "   | ・ことも (が)         |   |
| ・多く……………50% "    |                  |   |
| ・かなり多く……………70% " |                  |   |

### 3-3 警報・注意報基準一覧表

#### 結城市の警報・注意報発表基準一覧表

(令和2年8月6日現在 発表官署 水戸地方気象台)

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143
	洪水		流域雨量指数基準	山川沼排水路流域=8.1、田川流域=13、西仁連川流域=15.6
			複合基準*1	鬼怒川流域=(10、78.5)、田川流域=(10、12.7)
			指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[石井(右)・川島]、田川[東橋・明治橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	山川沼排水路流域=6.4、田川流域=10.4、西仁連川流域=11.6
			複合基準*1	鬼怒川流域=(6、40.1)、田川流域=(10、10.4)、西仁連川流域=(12、11.6)
			指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[川島]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60% *2		
	なだれ			
	低温	夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続		
		冬期：最低気温 - 7℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 湿度は水戸地方気象台の値。

## 市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別の資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別の資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別の資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

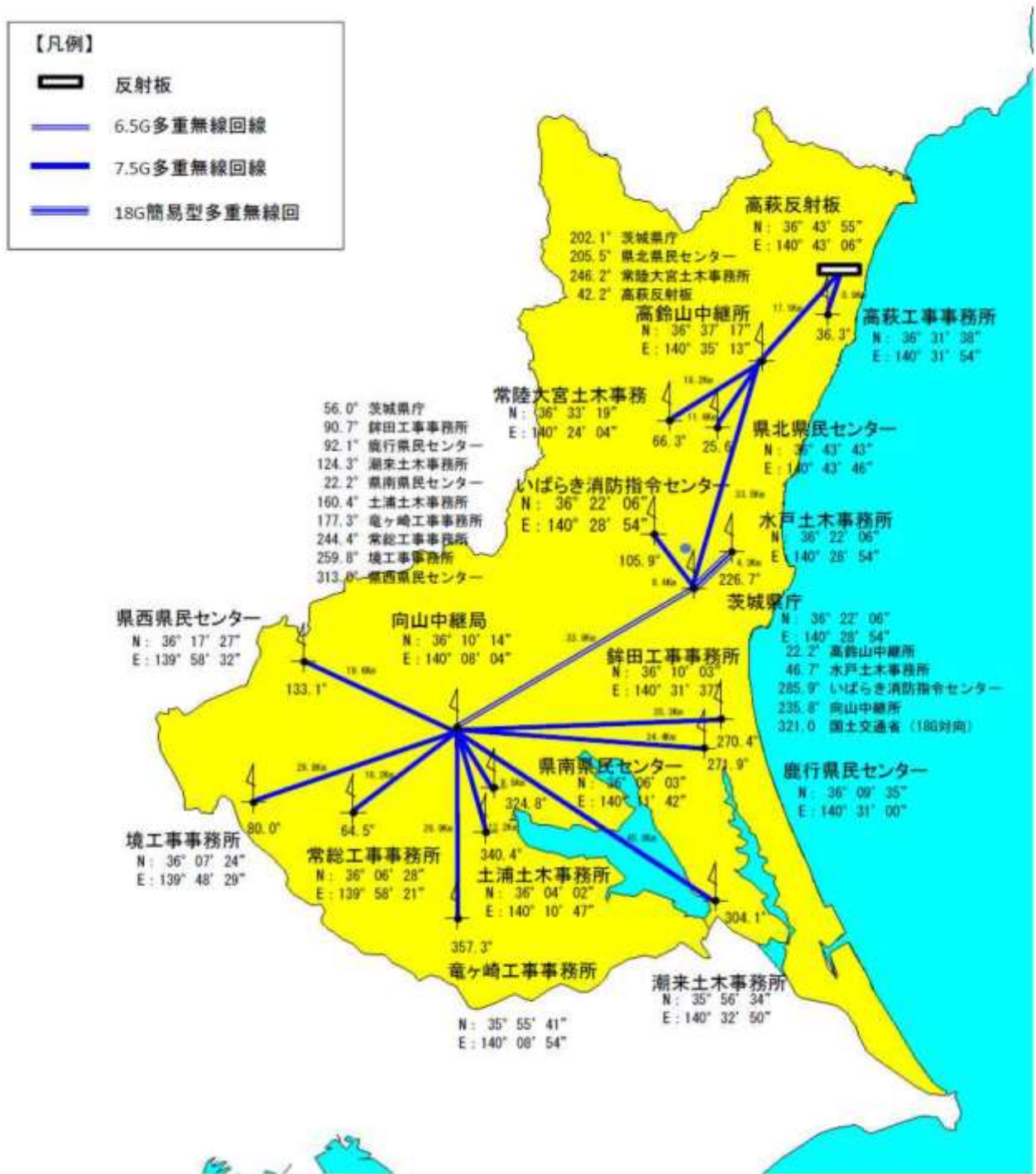
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは M S L（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。



## 4 情報通信

### 4-1 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図

#### (1) 茨城県防災通信システム多重回線経路図





#### 4-2 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関

No.	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
1	東日本電信電話株式会社 茨城支店	茨城災害対策室	水戸市北見町 8-8 029-232-4825	310-0061
2	関東管区警察局茨城県情報 通信部	機動通信課	水戸市笠原町 978-6 029-301-0110 (内) 6072	310-8550
3	茨城県警察本部	通信司令課	〃 〃 (内) 3643	310-8550
4	国土交通省下館河川事務所	管理課	筑西市二木成 1753 0296-25-2169	308-0841
5	国土交通省 常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町 1962-2 029-240-4074	310-0851
6	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社	電気課 総務部安全企画室	水戸市三の丸 1-4-47 029-227-3762 029-221-5492	310-0011
7	茨城県無線漁業協同組合	専務	水戸市三の丸 1-1-33 029-231-6592	310-0011
8	茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6 029-301-1111 (内) 2884	310-8555
9		河川課	〃 〃 (内) 4490	310-8555
10		水産試験場 漁業無線局	ひたちなか市新光町 51 029-273-7911	312-0005
11	東京電力パワーグリッド株 式会社 茨城総支社	茨城通信ネットワー クセンター運用総括 グループ	水戸市南町 2-6-2 029-387-3120	310-0021
12	日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西 1-6-3 029-824-4451	300-0833
13	日立市役所	生活安全課	日立市助川町 1-1-1 0294-22-3111	317-8601
14	株式会社茨城放送	編成局 報道防災センター	水戸市千波町 2084-2 029-244-3991	310-8505
15	日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町 2551 029-241-4516	310-0914
16	茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町 3-4-16 029-262-4304	311-1214
17	文部科学省水戸原子力事務 所	無線係	水戸市愛宕町 4-1 029-224-3830	310-0054
18	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方 2-4 029-282-5000	319-1195
19	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松 4-33 029-282-9255	319-1194
20	日本原子力発電株式会社 東海発電所	安全・防災室 安全・防災グループ	那珂郡東海村大字白方 1-1 029-282-1211	319-1198
21	日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町 4002 029-267-4141	311-1393
22	国土交通省霞ヶ浦河川事務 所	調査課	潮来市潮来 3510 0299-63-2415 (内) 356	311-2424
23	国土交通省 霞ヶ浦導水工事事務所	工務課	土浦市下高津 2-1-3 029-822-3007 (内) 324	300-0812

#### 4-3 非常・緊急用電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告、又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防、又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防、又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告、又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員、又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行、又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者、又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間

#### 4-4 消防本部（署）無線基地局

消防本部（署）名	活動波	主運用波	統制波
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	○	○	○

#### 4-5 防災行政無線

##### 無線局の呼出名称及び設置の場所

No.	呼出名称	設置場所	無線局の区分
1	結城市役所	中央町 2-3	親局
2	旧結城市役所	大字結城 1447	子局、非常用親局
3	松木合農村集落センター	大字結城 12285-1	子局
4	栄町	大字結城 12030-1	子局
5	四ツ京 1 号街区公園	大字結城 12004-1	子局
6	三ツ谷大谷瀬公民館	大字大谷瀬 128-1	子局
7	城跡歴史公園	大字結城 2486-1	子局
8	四ツ京近隣公園	大字結城 11892-1	子局
9	逆井	大字結城 11283 先	子局
10	パークゴルフ場	大字結城 2875-2	子局
11	職業訓練校	大字結城 3149-1	子局
12	結城第二高等学校	大字結城 7355	子局
13	結城中学校	大字小田林 2600	子局
14	鬼怒商業高等学校	大字小森 1566-3	子局
15	アクロス	中央町 2-2	子局
16	小森	大字小森 16	子局
17	3-3 街区公園	大字結城 6381-2	子局
18	下り松南部公民館	大字結城 6904-2	子局
19	城南小学校	城南町 1-11	子局
20	城西小学校	大字結城 9633-1	子局
21	黒田児童会館	大字小田林 960	子局
22	善長寺児童会館	大字小田林 332-6	子局
23	下の宮生活改善センター	大字小田林 557-2	子局
24	久保田一里塚	大字久保田 77-2	子局
25	絹川小学校	大字小森 2227-1	子局
26	鹿窪運動公園	大字結城 6702-2	子局
27	城ノ内	大字結城 8881-5	子局
28	繁昌塚用水敷	大字結城 9263-23	子局
29	生きがいふれあいセンター	大字鹿窪 514-9	子局
30	作の谷	大字上成 336-6	子局
31	結城第一工業団地	新堤仲通り 6-1	子局
32	片蓋交差点	大字上山川 5049-3	子局
33	中	大字中 219-1	子局
34	林浄水場	大字林 723	子局

No.	呼出名称	設置場所	無線局の区分
35	結城特別支援学校	大字鹿窪 1357-10	子局
36	上成公民館	大字上成 83- 1	子局
37	才光寺会館	大字上山川 4135- 7	子局
38	北坪7号井戸	大字上山川乙 297- 4	子局
39	皿窪用水敷	大字上山川 6190- 1	子局
40	田間上公民館	大字田間 1503- 1	子局
41	上山川保育所	大字上山川乙 38- 1	子局
42	田間公民館	大字田間 758- 2	子局
43	上山川小学校	大字上山川 3413	子局
44	結城南中学校	大字大木 1123	子局
45	鷺の谷橋	大字大木 2181- 3	子局
46	江川北小学校	大字田間 1421	子局
47	追立河岸間	大字上山川 1716- 1	子局
48	南宿公民館	大字上山川 2194	子局
49	大木北児童館	大字大木 1660- 1	子局
50	武井田園都市センター	大字武井 512	子局
51	前法内集会所	大字上山川 6805	子局
52	原集会所	大字上山川 292- 2	子局
53	大戦防コミュニティセンター	大字武井 680- 1	子局
54	大木東公民館	大字大木 479	再送信子局
55	武井南児童会館	大字武井 1107- 1	子局
56	山王公民館	大字山王 352	子局
57	道西児童公園	大字古宿新田 56- 1	子局
58	江川大町東児童会館	大字江川大町 728	子局
59	江川地区多目的集会施設	大字江川新宿 1973-20	子局
60	芳賀崎公民館	大字芳賀崎 356- 2	子局
61	山川小学校	大字今宿 1164- 1	子局
62	出山八坂神社	大字新宿新田 29- 2	子局
63	江川大町西	大字江川大町 1100	子局
64	江川新宿八町会館	大字江川新宿 2052	子局
65	水海道田園都市センター	大字水海道 175	子局
66	山川新宿中央集会所	大字山川新宿 1283- 1	子局
67	浜野辺農村集落センター	大字浜野辺 238	子局
68	今宿上坪集会所	大字今宿 534- 1	子局
69	不動尊入口花壇	大字山川新宿 92- 2	子局
70	沼東上坪集会所	大字山川新宿 1652-13	子局
71	東茂呂児童館	大字東茂呂 323- 1	子局

No.	呼出名称	設置場所	無線局の区分
72	北茂呂農村集落センター	大字北南茂呂 558-2	子局
73	今宿下坪集会所	大字今宿 35-15	子局
74	沼東下坪集会所	大字新宿新田 236-先	子局
75	蓮縄田農村集落センター	大字東茂呂 1541-4	子局
76	一ツ木児童館	大字東茂呂 1366-2	子局
77	二本松駐在所	大字北南茂呂 106-1	子局
78	粕礼田園都市センター	大字粕礼 894-2	子局
79	江川南小学校	大字北南茂呂 32-1	子局
80	七五三場公民館	大字七五三場 999-1	子局

#### 4-6 デジタル簡易無線機配備状況

(令和3年3月31日現在)

No.	配置先	種別	配備台数	管理者
1	防災安全課	親局	1	防災安全課長
2	災害対策本部	携帯型	5	防災安全課長
3	避難所・福祉避難所	携帯型	24	避難所施設管理者
4	県警結城警察署	携帯型	1	県警結城警察署長
5	消防本部結城消防署	携帯型	2	消防本部結城消防署長
6	結城市消防団	携帯型	20	消防団本部・分団長
7	消防団車両	車載型	3	防災安全課長
合計			56	



#### 4-7 災害時用公衆電話設置状況

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	設置場所	電話台数
1	玉岡堯舜認定子ども園	遊戯室	4
2	結城小学校	体育館管理室	5
3	結城第一高等学校	体育館	5
4	茨城県結城看護専門学校	体育館	5
5	結城西小学校	体育館管理室	5
6	結城第二高等学校	体育館	5
7	結城中学校	体育館管理室	5
8	城南小学校	体育館管理室	5
9	結城東中学校	体育館管理室	5
10	城西小学校	体育館管理室	5
11	鬼怒商業高等学校	体育館	5
12	市民文化センターアクロス	事務室前	5
13	鹿窪運動公園	総合体育館	5
14	結城特別支援学校	体育館	4
15	絹川小学校	体育館管理室	4
16	生きがいふれあいセンター	玄関	3
17	才光寺会館	受付	1
18	上山川小学校	体育館玄関	4
19	結城南中学校	体育館管理室	5
20	山川小学校	体育館管理室	5
21	江川北小学校	体育館玄関	4
22	江川地区多目的集会施設	玄関ホール	2
23	江川南小学校	体育館管理室	4

※災害時用公衆電話：避難所開設時のみ設置 発信のみ可能

## 5 避難場所

### 5-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（震災時等）

No.	名 称	所 在 地	電 話 (0296 )	避難予定地区	備考
1	玉岡堯舜認定こども園 四ツ京近隣公園※	大字結城12018-1 大字結城11910-1	45-6363	松木合、栄町、四ツ京（北部）	
2	結城小学校 城跡歴史公園※	大字結城1927 大字結城2486-1	33-2727	玉岡町、神明町、四季の杜、 鍛冶町、西の宮、紺屋町、 穀町、御朱印町、本町、 字大谷瀬	
3	結城第一高等学校	大字結城1076	33-2141	戸野町、塔の下、陣屋町、 大谷瀬町	
4	茨城県結城看護専門 学校	大字結城1211-7	33-1922	番匠町、永横町、浦町、大町、 木町、肝入町、国府町、 白銀町（線路北）、大切町、 戸張町、立町	
5	結城西小学校 川木谷グラウンド※	大字結城10290-1 大字結城10045-2	32-8200	富士見町、富士見ニュータウン、 西町、五助、逆井、川木谷、 みどり町、四ツ京（南部）	
6	結城第二高等学校	大字結城7355	33-2195	見晴町一丁目、見晴町、 白銀町（線路南）、 下り松（北部・上部・西部）、 大橋町	
7	結城中学校	大字小田林2600	33-2154	立の山（東・西・南・北）、 上海道、上の宮、本田	
8	城南小学校	城南町1-11	32-3003	新福寺南（国道50号南）、 繁昌塚、公達、城南町一丁目、 城南町二丁目	
9	結城東中学校	大字結城3381	33-5101	観音町、上小埜、宮の下、 鉄砲宿、人手町	
10	城西小学校 城西保育所	大字結城9633-1 大字結城9648	32-8400 33-4540	作の谷、作の谷グリーンタウン、 下の宮、猿内、黒田、古新田、 善長寺、仁軒地、寺内、 アビタス城西、仁軒地西	
11	鬼怒商業高等学校	大字小森1513-2	32-3322	下小埜、小森（上・西・中・ 東・下・南）、慶福	
12	市民文化センター アクロス	中央町2-2	33-2001	新福寺（東・北・中）、 新福寺南（国道50号北）、 下り松（中部）	

No.	名 称	所 在 地	電 話 (0296 )	避難予定地区	備考
13	鹿窪運動公園	大字鹿窪 1	33-6660	下り松（東部・南部）、辻堂、 城の内（北・南）  武道館：市内全域	武道館：体 調不良者、 感染症対策 用
14	結城特別支援学校	大字鹿窪1357-10	32-7991	林（林・林上・市営住宅）、 鹿窪（第一～第三団地・ 雇用促進住宅・市営住宅・ 県営かなくぼ）、北坪、芝良前 、中坪	体育館及び 校庭
15	絹川小学校	大字小森2227	33-3214	宮崎、久保田（北・南・西）、 中（東・西・北・田中内・中田 ・市営住宅）、泉	
16	生きがいふれあいセ ンター	大字鹿窪514- 9	33-5950	鹿窪（東・西・南・北）	
17	才光寺会館	大字上山川4135- 7	32-7698	古山	
18	上山川小学校	大字上山川3388	35-0225	我里内、河岸、追立、 馬場（北・南）、南宿、 前法内（東・西）、先城谷、 西坪、矢畑（東・西・北）、 東坪、瓦塚	
19	結城南中学校	大字大木1123	35-0345	皿窪、芝崎、原、平間、片蓋、 片蓋南、大木（東・西・北）	
20	山川小学校 山川保育所	大字今宿1164- 1 大字今宿1167	35-0013 35-0104	粕礼（上・中・戸崎）、 今宿（上・中・下・南・並木・ 今泉）、新宿南、荒宿、新町、 代の下、辻道（東・西）、 田向、沼（東・西・北）、 古宿新田、山王（上・下）、 芳賀崎（北・前）、 浜野辺（東・西・北・五所）、 水海道	
21	江川北小学校	大字田間1421	35-0109	上成、上成西、新田間町、 田間（上・中・下）、 武井（上・下）、江川大町東	
22	江川地区多目的集会施設	大字江川新宿 1973-20	35-0102	武井南、江川大町西、大戦防、 江川新宿	
23	江川南小学校	大字北南茂呂81	35-0072	北茂呂、南茂呂、七五三場、 東茂呂、一ツ木、前新田、 蓮縄田、出山	
24	結城市立公民館	大字結城1446-10	33-3191	市内全域	体調不良者 、感染症対 策用

※指定緊急避難場所（以下、「避難場所」という。）のみ

避難場所は災害を逃れるために一時的に過ごす場所であり、建物の有無を問わない。

※避難所等については、災害の種類、規模及び避難者の収容状況により、開設する避難所等が変わる場合もある。

## 5-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（洪水時等）

No.	名 称	所 在 地	電 話 (0296)	避難予定地区	備考
1	結城小学校	大字結城1927	33-2727	本町、字大谷瀬	【広域避難】 小山市 絹地区 (中河原・梁 ・中島)
2	結城第一高等学校	大字結城1076	33-2141	大谷瀬町、鉄砲宿、人手町、 上小埞、下小埞、宮の下	
3	鹿窪運動公園	大字鹿窪 1	33-6660	小森（上・西・中・東・下・ 南）、宮崎、慶福、 久保田（北・南・西）、 中（東・西・北・田中内・ 中田・市営住宅）、泉  武道館：市内全域	【広域避難】 筑西市 鬼怒川西自 治会 武道館：体調 不良者、感染 症対策用
4	結城特別支援学校	大字鹿窪1357-10	32-7991	林（林・林上・市営住宅）、 鹿窪（第一～第三団地・ 雇用促進住宅・市営住宅・ 県営かなくぼ）、古山	体育館及び 校庭 (2階以上※)
5	生きがいふれあい センター	大字鹿窪514-9	33-5950	鹿窪（東・西・南・北）	
6	結城南中学校	大字大木1123	35-0345	西坪、矢畑（東・西・北）、 北坪、芝良前、中坪、 東坪、瓦塚、我里内、河岸、 追立、馬場（北・南）、南宿、 前法内（東・西）、芝崎、平間 、先城谷、原	
7	山川小学校	大字今宿1164-1	35-0013	粕礼（上・中・戸崎）、 今宿（上・中・下・南・並木・ 今泉）、沼（東・北）、 山王（上・下）、古宿新田、 芳賀崎（北・前）、 浜野辺（東・西・北・五所）、 水海道	(2階以上※)
8	江川地区多目的集 会施設	大字江川新宿 1973-20	35-0102	沼西（大字新宿新田）	
9	江川南小学校	大字北南茂呂81	35-0072	沼西（大字善右エ門新田）	
10	市民文化センター アクロス	中央町 2-2	33-2001	市内全域	
11	結城市立公民館	大字結城1446-10	33-3191	市内全域	体調不良者 、感染症対 策用

※浸水時は敷地内にある2階以上の建物に垂直避難をする。

※原則として、鬼怒川・田川放水路の浸水想定区域を避難予定地区とする。

※避難所等については、災害の種類、規模及び避難者の収容状況により、開設する避難所等が変わる場合もある。

災害の被害状況によっては、上記避難所等以外の避難所等（震災時等の避難所等で鬼怒川・田川放水路の浸水想定区域外避難所）への二次避難を行う場合がある。

### 5-3 福祉避難所・拠点避難所

No.	種 別	避難所名称	住 所	電話番号 (0296)	備考
1	福祉避難所	結城市健康増進センター	大字結城 1194	—	
2		結城特別支援学校	大字鹿窪 1357-10	32-7991	体育館及び 校庭を除く。
3		介護老人保健施設すばる	大字結城 10780	21-2088	
4		通所リハビリテーション センター天然温泉茶釜の 湯	大字結城 11299-1	21-2001	
5		特別養護老人 ホームヒューマン・ハウ ス	大字結城 10767-19	34-7101	
6		結城市障害者福祉センター	大字小田林 1166- 1	33-9700	
1	拠点避難所	鹿窪運動公園	大字鹿窪 1	33-6660	
2		結城南中学校	大字大木 1123	35-0345	
3		結城小学校	大字結城 1927	33-2727	

※福祉避難所 通常の避難所での生活に順応することが難しい要配慮者等に配慮した避難所

災害の種類や規模により、開設する福祉避難所が変わる場合もある。また、入所には市の事前確認が必要となる。

※拠点避難所 災害時に優先的に開放すべき避難所



## 6 危険箇所等

### 6-1 路面冠水箇所

(平成19年4月1日～令和3年3月31日の路面冠水箇所)

No.	路線名	冠水発生箇所	距離 (m)	備考
1	市道 0219 号線	大字小田林 地内	65	(字六反田)
2	市道 0111 号線	大字上山川 地内	130	(字本郷前)
3	市道 5117 号線	大字七五三場 地内	310	(字水入)
4	市道 2067 号線	大字結城 地内	100	(字四番割)
5	市道 2113 号線	大字久保田 地内	340	(字川原)
6	市道 0233 号線	大字小田林 地内	100	(舞鶴橋 小山地域)
7	市道 5517 号線	大字新宿新田 地内	50	(字古城跡)
8	主要地方道結城野田線	大字結城 地内	40	(字公達)

※結城市洪水ハザードマップに位置表示  
課)

(資料：土木

### 6-2 重要水防区域

#### (1) 直轄管理区域 (鬼怒川右岸)

A 水防上最も重要な区間 (地先名：理由：延長)	B 水防上重要な区間 (地先名：理由：延長)
1 箇所	17 箇所
1 久保田地先：計画水位が現況堤防高以上：490m	1 久保田地先：堤体の変状の生じるおそれがある箇所：150m 2 中：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：280m 3 中：基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所：645m 4 中：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：15m 5 上山川：基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所：540m 6 上山川：堤防前面の洗掘のおそれがある箇所：30m 7 上山川：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満、堤防前面の洗掘のおそれがある箇所：100m 8 上山川：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：30m 9 上山川：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満、堤体の変状の生じるおそれがある箇所：15m 10 上山川：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：465m 11 上山川～山王：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：695m 12 山王：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：265m 13 水海道：計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (鬼怒川大橋) 14 水海道：計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (鬼怒川新橋 (仮称)) 15 水海道：計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (霞用水鬼怒川水管橋) 16 水海道：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：750m 17 水海道：計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満：335m

(資料：令和2年度直轄河川重要水防箇所一覧 (国土交通省下館河川事務所))

※重要水防区域：水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

#### (2) 県管理区域 (田川、西仁連川)

A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
6 箇所	3 箇所

※箇所数は全体数である  
県))

(資料：令和2年度茨城県水防計画（茨城

### 6-3 土砂災害危険箇所

(茨城県公示年月日：平成21年3月19日)

箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全人家 戸数
	大字	小字				
七五三場	七五三場	権現山	163m	38°	7 m	0戸



## 7 危険物施設・毒性ガス

### 7-1 危険物製造所等の現況

#### (1) 給油取扱所（営業用）

（令和2年11月1日現在）

NO	地区	名 称	住 所	電話番号 (0296)
1	結城	㈱永田石油	大字結城 10664-1	32-4433
2	結城	㈱植木商店	大字結城 531-1	32-3776
3	結城	関彰商事㈱ピークル・ビー結城店	大字結城 8261-66	20-8588
4	結城	(有)荒木商会	大字結城 629	33-3705
5	結城	㈱島田石油店	大字結城 1619	33-3244
6	結城	(有)カズミ石油	大字結城 6935-1	32-6971
7	結城	ジェイエイ北つくば燃料㈱ ジャスポート結城SS	新福寺 2-21	34-1234
8	結城	セルフピュア結城バイパス店	大字結城 6358	33-5284
9	結城	(有)津國屋商店	大字結城 28	33-3546
10	結城	(有)カズミ石油・城西	大字結城 387-2	33-1671
11	結城	昭和シェル	大字結城 10045-8	
12	結城	株式会社稲葉油店	大字結城 10742-4	35-0418
13	結城	セルフピュア結城モール	大字結城 11849-1	20-8377
14	絹川	ハエバル㈱	大字鹿窪 1092-1	34-1158
15	上山川	(有)森貞次商店	大字上山川 3496-1	35-0287
16	山川	(有)大竹商店	大字今宿 1314-1	35-0021
17	山川	ナガキ石油㈱	大字古宿新田 128-3	35-0503
18	山川	塚越商店	大字今宿 1238	35-0017
19	山川	(有)鈴木石油	大字山王 206	35-0482
20	山川	㈱オークラ	大字今宿 1140-1	
21	江川	(有)岩瀬商店	大字田間 1381-3	35-0139
22	江川	森石油店	大字上成 380-1	33-2901

#### (2) 危険物製造所等の現況

（令和2年4月1日現在）

施設 区分	計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					事業 所数	
			小 計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	小 計	給 油 (自)	給 油 (営)	(第一・第二) 販売	移 送		一 般
市名																	
結 城 市	213	3	133	49	14	0	33	0	32	5	77	19	23	0	0	35	106

（資料：消防本部結城消防署）

7-2 火薬等取締対象施設の現況

(令和2年4月1日現在)

対象別 市名	火薬類			猟銃等		火薬庫							高圧ガス							
	販売	販売(紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具煙火	実砲庫	庫外貯蔵所	製造所					貯蔵所	販売所	容器検査所
													製造一種	製造二種	冷凍		計			
															一種	二種				
結城市	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	6	18	1	34	59	10	39	0

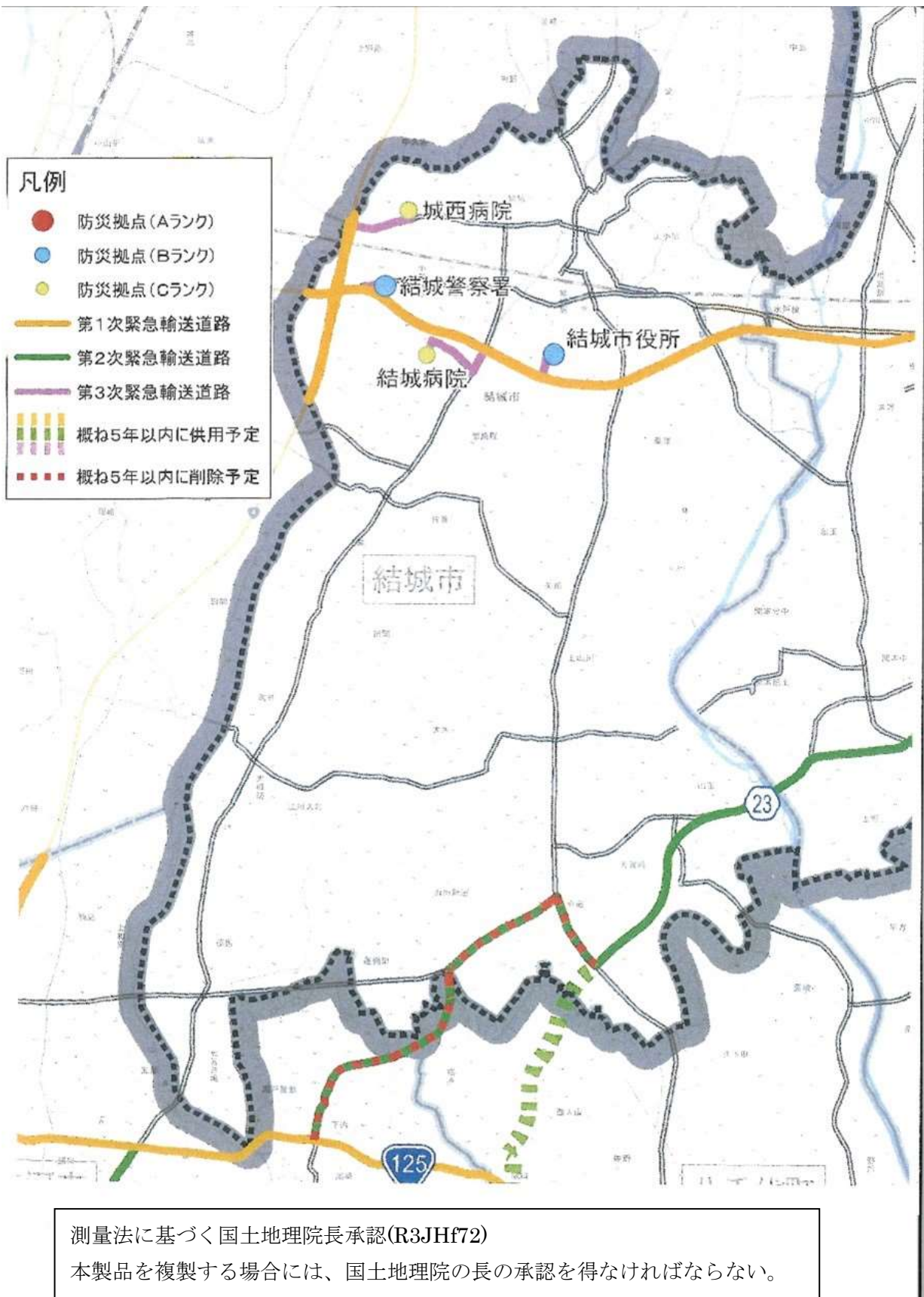
※高圧ガス

(資料：茨城県消防安全課産業保安室)

- ・製造所欄は事業所数
- ・貯蔵所は第1種貯蔵所＋第2種貯蔵所の数
- ・販売所は一般高圧ガスの販売所数

## 8 緊急輸送

### 8-1 緊急輸送道路



## 8-2 公用車保有状況

(令和2年11月26日現在)

No.	ナンバー	メーカー	車種	課名	登録年月日	種別
1	つくば480 い 253	スズキ	キャリー	契約管財課	H20. 5. 9	軽貨物
2	つくば500 そ 963	トヨタ	カローラ	契約管財課	H20. 5. 7	小型乗用
3	土浦480 あ 238	スズキ	エブリィ	契約管財課	H17. 1. 17	軽貨物
4	つくば500 も 1072	トヨタ	カローラ	契約管財課	R1. 5. 21	小型乗用
5	つくば580 ま 8417	ダイハツ	ミライース	契約管財課	R1. 5. 29	軽乗用
6	つくば580 ま 8230	ダイハツ	ミライース	契約管財課	R1. 5. 27	軽乗用
7	つくば500 ち 1722	トヨタ	カローラ	契約管財課	H21. 5. 18	小型乗用
8	つくば400 さ 9832	トヨタ	プロボックス	契約管財課	H22. 5. 19	小型貨物
9	つくば580 け 3675	スズキ	アルト	契約管財課	H22. 6. 23	軽乗用
10	つくば580 さ 3907	スズキ	アルト	契約管財課	H23. 6. 20	軽乗用
11	つくば580 さ 3908	スズキ	アルト	契約管財課	H23. 6. 20	軽乗用
12	つくば580 さ 4022	スズキ	アルト	契約管財課	H23. 6. 29	軽乗用
13	つくば500 ね 8555	トヨタ	アクア	契約管財課	H25. 6. 25	小型乗用
14	つくば580 た 8368	スズキ	アルト	契約管財課	H25. 6. 20	軽乗用
15	つくば500 ね 8807	日産	セレナ	契約管財課	H25. 6. 28	小型乗用
16	つくば500 な 4151	トヨタ	カローラ	契約管財課	H23. 7. 29	小型乗用
17	つくば480 き 3448	スズキ	エブリィ	契約管財課	H26. 6. 30	軽貨物
18	つくば580 て 4832	ダイハツ	ミライース	契約管財課	H26. 7. 23	軽乗用
19	つくば480 き 3851	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	契約管財課	H26. 7. 25	軽貨物
20	つくば500 ひ 9969	日産	セレナ	契約管財課	H27. 5. 15	小型乗用
21	つくば500 ふ 2792	ホンダ	フィット	契約管財課	H27. 7. 21	小型乗用
22	つくば400 せ 5424	トヨタ	プロボックス	契約管財課	H28. 5. 31	小型貨物
23	つくば500 ま 433	トヨタ	パッソ	契約管財課	H28. 8. 31	小型乗用
24	つくば480 う 3632	スズキ	エブリィ	契約管財課	H22. 3. 15	軽貨物
25	つくば480 け 1676	スズキ	エブリィ	契約管財課	H29. 4. 28	軽貨物
26	つくば500 み 2328	トヨタ	カローラ	契約管財課	H29. 5. 30	小型乗用
27	つくば500 み 2330	トヨタ	アクア	契約管財課	H29. 5. 30	小型乗用
28	つくば500 む 7302	トヨタ	アクア	契約管財課	H30. 5. 31	小型乗用
29	つくば580 ふ 6330	ダイハツ	ミライース	契約管財課	H30. 5. 25	軽乗用
30	つくば480 け 7911	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	契約管財課	H30. 6. 4	軽貨物
31	つくば480 い 252	スズキ	アルト	健康増進課	H20. 5. 9	軽貨物
32	つくば580 か 9134	スズキ	アルト	健康増進課	H21. 4. 27	軽乗用
33	土浦400 そ 1917	日産	サニー	健康増進課	H15. 7. 18	小型貨物
34	つくば480 き 9034	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	健康増進課	H27. 5. 15	軽貨物
35	つくば580 ね 1113	ダイハツ	タント	健康増進課	H28. 5. 26	軽乗用
36	土浦400 せ 3475	トヨタ	カローラバン	都市計画課	H14. 5. 26	小型貨物
37	つくば400 す 5735	いすゞ	エルフ	都市計画課	H24. 9. 7	小型貨物

No.	ナンバー	メーカー	車種	課名	登録年月日	種別
38	土浦 400 せ 1235	トヨタ	カラーラバン	都市計画課	H14. 2. 1	小型貨物
39	つくば 480 こ 4114	スズキ	キャリイ	都市計画課	R 1. 7. 18	軽貨物
40	つくば 100 さ 4001	いすゞ		給食センター	H21. 10. 28	普通貨物
41	つくば 100 さ 4887	いすゞ	アトラス	給食センター	H22. 8. 19	普通貨物
42	つくば 100 さ 884	いすゞ		給食センター	H19. 8. 2	普通貨物
43	つくば 400 す 2955	日産	サニーADバン	給食センター	H23. 8. 26	小型貨物
44	つくば 100 さ 7269	いすゞ	エルフナロー	給食センター	H24. 8. 6	普通貨物
45	つくば 480 か 7073	トヨタ	ピクシスバン	給食センター	H25. 7. 19	軽貨物
46	つくば 400 す 6319	トヨタ	プロボックス	生涯学習課	H24. 11. 30	小型貨物
47	つくば 480 き 5198	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	生涯学習課	H26. 10. 20	軽貨物
48	つくば 500 す 2322	トヨタ	クラウン	学校教育課	H19. 7. 18	小型乗用
49	つくば 400 せ 2738	トヨタ	サクシード	学校教育課	H27. 5. 25	小型貨物
50	つくば 500 ほ 6522	日産	ノート	学校教育課	H28. 5. 23	小型乗用
51	つくば 400 そ 5866	トヨタ	プロボックス	土木課	R 2. 6. 30	小型貨物
52	つくば 400 そ 636	トヨタ	プロボックス	土木課	H30. 5. 29	小型貨物
53	つくば 400 さ 7987	いすゞ	ダンプ	土木課	H21. 8. 20	小型貨物
54	つくば 480 え 6043	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	土木課	H23. 12. 22	軽貨物
55	つくば 480 え 9928	ホンダ	アクティ	土木課	H24. 6. 28	軽貨物
56	つくば 880 あ 471	トヨタ	ピクシスバン	土木課	H26. 12. 10	軽特種
57	つくば 400 す 9553	トヨタ	プロボックス	防災安全課	H26. 3. 13	小型貨物
58	つくば 400 さ 8150	いすゞ	ダンプ	生活環境課	H21. 9. 15	小型貨物
59	つくば 480 き 4064	スズキ	キャリイ	生活環境課	H26. 8. 4	軽貨物
60	つくば 400 せ 2612	日産	ADエキスパート	生活環境課	H27. 5. 8	小型貨物
61	つくば 480 う 4937	ホンダ	アクティ	区画整理課	H22. 5. 13	軽貨物
62	つくば 480 か 6462	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	区画整理課	H25. 6. 17	軽貨物
63	つくば 480 き 2328	スズキ	エブリイ	区画整理課	H26. 4. 25	軽貨物
64	土浦 44 り 4251	トヨタ	カラーラバン	スポーツ振興課	H 9. 11. 18	小型貨物
65	結城市特 1275	農業用トラクター		スポーツ振興課	H 2. 7. 24	小型特殊
66	つくば 480 き 3850	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	スポーツ振興課	H26. 7. 25	軽貨物
67	つくば 480 き 9559	スズキ	キャリイ	スポーツ振興課	H27. 6. 15	軽貨物
68	つくば 480 け 7995	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	スポーツ振興課	H30. 6. 11	軽貨物
69	土浦 400 さ 8900	日産	サニーバン	山川文化会館	H12. 6. 14	小型貨物
70	つくば 580 た 7925	ダイハツ	ミライース	指導課	H25. 6. 13	軽乗用
71	つくば 580 ふ 5819	スズキ	アルト	指導課	H30. 5. 16	軽乗用
72	土浦 332 せ 2006	日産	フーガ	秘書課	H18. 6. 6	普通乗用
73	つくば 331 ろ 2013	トヨタ	アルファード	秘書課	H25. 6. 18	普通乗用
74	つくば 580 あ 7602	スズキ	アルト	介護福祉課	H19. 5. 30	軽乗用
75	つくば 580 か 9135	スズキ	アルト	介護福祉課	H21. 4. 27	軽乗用
76	つくば 580 せ 4532	ダイハツ	ミライース	介護福祉課	H24. 5. 30	軽乗用

No.	ナンバー	メーカー	車種	課名	登録年月日	種別
77	つくば 580 ふ 5818	スズキ	アルト	介護福祉課	H30. 5. 16	軽乗用
78	つくば 334 ち 2010	トヨタ	クラウン	議会事務局	H22. 6. 25	普通乗用
79	つくば 200 さ 584	トヨタ	巡回バス	企画政策課	H27. 10. 7	普通乗合
80	つくば 200 さ 682	トヨタ	巡回バス	企画政策課	H29. 2. 9	普通乗合
81	つくば 300 ひ 9948	日産	巡回バス	企画政策課	H30. 5. 16	普通乗用
82	つくば 580 せ 4533	ダイハツ	ミライース	介護福祉課	H24. 5. 30	軽乗用
83	つくば 580 あ 7604	スズキ	アルト	介護福祉課	H19. 5. 30	軽乗用
84	つくば 580 あ 7606	スズキ	アルト	介護福祉課	H19. 5. 30	軽乗用
85	つくば 580 た 7292	スズキ	アルトエコ	介護福祉課	H25. 5. 31	軽乗用
86	つくば 480 こ 8729	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	農政課	R 2. 6. 3	軽貨物
87	つくば 580 か 8992	スズキ	アルト	社会福祉課	H21. 4. 24	軽乗用
88	つくば 580 か 8991	スズキ	アルト	社会福祉課	H21. 4. 24	軽乗用
89	つくば 480 け 860	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	社会福祉課	H29. 3. 17	軽貨物
90	つくば 480 か 4254	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	まちづくり協働課	H25. 2. 25	軽貨物
91	つくば 480 い 7782	ダイハツ	ハイゼット	水道課	H21. 5. 20	軽貨物
92	つくば 480 こ 3405	ダイハツ	ハイゼット	水道課	R 1. 6. 3	軽貨物
93	土浦 480 あ 4362	ダイハツ	ハイゼット	水道課	H17. 4. 20	軽貨物
94	つくば 480 え 2638	ダイハツ	ハイゼット	水道課	H23. 6. 20	軽貨物
95	つくば 480 く 6035	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	水道課	H28. 5. 26	軽貨物
96	つくば 100 す 2897	日野	デュトロ	水道課	H28. 9. 23	普通貨物
97	つくば 480 え 3261	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	下水道課	H23. 7. 22	軽貨物
98	つくば 480 か 6401	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	下水道課	H25. 6. 13	軽貨物
99	つくば 480 こ 8966	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	下水道課	R 2. 6. 19	軽貨物
100	結城市特 321	T C M	フォークリフト	下水道課	H16. 3. 12	小型特殊
101	つくば 500 な 4152	トヨタ	カローラ	下水道課	H23. 7. 29	小型乗用
102	つくば 200 は 229	日野	メルファ	契約管財課	R 2. 11. 17	普通乗合
103	土浦 200 さ 226	三菱	M J	契約管財課	H12. 8. 24	普通乗合
104	つくば 400 せ 4469	日野	デュトロ	下水道課	H28. 1. 22	小型貨物
105	つくば 500 て 2593	トヨタ	カローラアクシオ	防犯協会	H22. 5. 26	
106	つくば 400 す 5631	日産	アトラス	障害者福祉センター	H24. 8. 29	
107	つくば 300 は 6044	日産	セレナ	障害者福祉センター:市名義	H29. 5. 26	
108	つくば 500 む 4286	トヨタ	カローラアクシオ	防犯協会	H24. 9. 28	

(資料：契約管財課)

## 9 災害時医療・災害時要配慮者等

### 9-1 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（緊急告示医療機関）

No.	医療機関名	所在地	電話 (0296)	診療科目	備考
1	医療法人 社団同樹会 結城病院	大字結城 9629-1 (西繁昌塚)	33-4161	内科・外科・整形外科・小児科・泌尿器科・脳外科・皮膚科・婦人科・形成外科・乳腺科・ペインクリニック・各種リハビリ	輪番制 病院
2	社会医療法人 達生堂 城西病院	大字結城 10745-24 (上の宮)	33-2111	内科・外科・整形外科・脳神経外科・婦人科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・泌尿器科・ペインクリニック・リハビリテーション科・歯科・口腔外科・透析	輪番制 病院

### 9-2 診療所一覧

(令和2年12月現在)

No.	医療機関名	所在地	電話 (0296)	診療科目	許可 病床
1	あおぞら整形外科	新福寺 6-6-3 (新福寺)	20-8611	整形外科	
2	生きいき診療所・ゆうき	大字結城9144-1 (繁昌塚)	45-6500	内科・外科・整形外科・皮膚科	
3	池羽レディースクリニック	大字結城10622-1 (富士見町)	33-3465	産婦人科・小児科・内科	16床
4	稲葉医院	大字結城1416 (西の宮)	33-2239	内科	
5	遠藤クリニック	大字結城8775-7 (城の内)	32-8788	内科・胃腸科・外科	
6	大木医院	大字小田林2520-29 (立の山)	33-2288	内科・耳鼻咽喉科・脳神経外科	
7	きぬのまち診療所	大字結城11758-50 (四ツ京)	34-1655	内科	
8	栗原胃腸科医院	大字結城354-3 (白銀町)	32-2727	内科・胃腸科	
9	佐久間耳鼻咽喉科	大字結城368-3 (白銀町)	33-3403	耳鼻咽喉科	
10	さわやか内科・小児科	新福寺 6-6-8 (新福寺)	20-8655	内科・小児科	
11	しろがねクリニック	大字結城13447 (白銀町)	32-4511	内科・小児科・整形外科	
12	蘇原内科医院	大字結城421 (立町)	33-3927	内科・循環器・呼吸器・胃腸科	
13	堤眼科	大字結城500 (立町)	32-1815	眼科	
14	つばいクリニック	中央町 1-12-2 (中央町)	33-1020	内科・糖尿病内科・小児科	
15	長沢医院	大字結城6306-4 (下り松)	33-6333	内科・消化器・循環器・呼吸器・小児科	
16	松永内科クリニック	中央町 2-10-9 (中央町)	33-7333	内科・循環器	
17	三木整形外科クリニック	下り松 4-11-3 (下り松)	45-5131	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション	

No.	医療機関名	所在地	電話 (0296)	診療科目	許可 病床
18	みずのクリニック	大字上山川5049-14 (片蓋)	34-7117	内科・循環器・アレルギー科	
19	宮田医院	大字結城30 (大町)	32-5252	内科・消化器内科・内視鏡内科・小児科	2床
20	宮田外科医院	大字結城344-6 (白銀町)	33-2608	外科・内科・循環器科・皮膚科	
21	結城眼科	大字結城7188-20 (城の内)	20-8878	眼科	
22	結城クリニック	大字結城633-1 (見晴町)	32-3639	泌尿器 (透析) ・内科	19床
23	渡邊医院	大字山川新宿168	35-0431	内科・小児科・皮膚科	

(資料：いばらき医療機関情報ネット、すくすく、のびのび子育て支援情報誌「病院医院マップ」)  
 ※緊急告知医療機関及び老人保健施設、特別養護老人ホームは除く。

### 9-3 医療品供給施設

No.	名 称	住 所	電話番号(0296)
1	中央薬局 結城店	大字上山川5049-13 (片蓋)	34-7077
2	すこやか薬局	大字結城7965-28 (繁昌塚)	20-8622
3	ハニユウ薬局結城駅南店	中央町1-5-20	34-0077
4	ハニユウ薬局結城東店	大字結城6202 (下り松)	21-2277
5	絹の里薬局	大字結城1356-6 (西の宮)	20-8306
6	すみれ薬局	中央町2-9-15	33-0313
7	ハニユウ薬局小田林店	大字小田林2520-213	33-8090
8	あじさい薬局	大字結城8776-9 (城の内)	20-8223
9	結城中央薬局	大字結城9628-4 (猿内)	33-7651
10	ひまわり調剤薬局	大字結城10742-15 (城の内)	33-6905
11	さくら薬局結城店	大字結城2987-1 (上小墾)	34-8808
12	マロニエ調剤薬局	新福寺6-6-4 (新福寺)	48-9030
13	くわのみ薬局	大字結城11794-2 (四ツ京)	20-8130
14	かなくぼ薬局	大字鹿窪1305-97	32-4017
15	カワチ薬品結城南店	下り松6-9-20 (下り松)	21-2260
16	ウェルシア結城富士見店	大字結城10609-1 (富士見町)	32-6988
17	ウェルシア結城新福寺店	新福寺2-21-6 (新福寺)	21-2281
18	せき調剤薬局	大字結城10611-1 (富士見町)	34-7833
19	クオール薬局結城店	大字山川新宿168-6	35-2215
20	こじま薬院	大字結城198 (浦町)	33-2632
21	ドラッグストアクラモチ/結城店	大字結城8188 (新福寺)	34-8888
22	クスリのヒラツカ	大字江川新宿1959-7	35-1366
23	うおとみ薬品	大字結城550 (国分町)	32-3111



No.	名 称	住 所	電話番号(0296)
24	サンドラッグ結城店	大字結城11839- 1 (四ツ京)	34-7701
25	カインズホーム結城店	大字結城9784- 3 (公達)	21-3000

(資料：いばらき医療機関情報ネット)

#### 9-4 要配慮者利用施設

##### 【浸水想定区域】

No.	施設の名称	市所管部署	施設の種別	施設所在地
1	えばた内科クリニック	健康増進課	診療所	大字結城 3355- 3
2	渡邊医院	健康増進課	診療所	大字山川新宿 168
3	きずな	社会福祉課	障害者通所施設	大字上山川 202
4	あすなろ園	社会福祉課	ショートステイ	大字上山川 202
5	あすなろ園	社会福祉課	グループホーム	大字上山川 202
6	スマイル	社会福祉課	障害者通所施設	大字久保田 1144
7	放課後デイサービス ちゃれんじ	社会福祉課	障害児通所施設	大字鹿窪 1093- 1
8	絹川小学童クラブ	子ども福祉課	放課後児童クラブ	大字小森 2227
9	山川小学童クラブ	子ども福祉課	放課後児童クラブ	大字今宿 1164- 1
10	上山川小学校学童クラブ	子ども福祉課	放課後児童クラブ	大字上山川 3388
11	山川保育所	子ども福祉課	保育所	大字今宿 1167
12	上山川保育所	子ども福祉課	保育所	大字上山川乙 38- 1
13	みくに保育園	子ども福祉課	保育所	大字結城 3073
14	結城市立絹川小学校	学校教育課	公立小学校	大字小森 2227
15	結城市立山川小学校	学校教育課	公立小学校	大字今宿 1164- 1
16	結城市立上山川小学校	学校教育課	公立小学校	大字上山川 3388
17	結城市立結城東中学校	学校教育課	公立中学校	大字結城 3381
18	茨城県立鬼怒商業高等学校	学校教育課	公立高等学校	大字小森 1513- 2
19	茨城県立結城特別支援学校	学校教育課	公立特別支援学校	大字鹿窪 1357-10
20	介護老人保健施設 健田	介護福祉課	介護老人保健施設	大字結城 12744
21	デイサービスセンターきぬの郷	介護福祉課	通所介護	大字粕礼 934- 3
22	ケアサポートゆうき	介護福祉課	通所介護	大字古宿新田 33- 2
23	介護老人保健施設 健田	介護福祉課	短期入所療養介護	大字結城 12744

##### 【土砂災害警戒区域】

No.	施設の名称	市所管部署	施設の種別	施設所在地
1	青嵐荘養護老人ホーム	介護福祉課	養護老人ホーム	大字七五三場 365
2	青嵐荘	介護福祉課	特別養護老人ホーム	大字七五三場 210- 1
3	結城デイサービスセンター青嵐荘	介護福祉課	通所介護	大字七五三場 365
4	青嵐荘特別養護老人ホーム	介護福祉課	短期入所生活介護	大字七五三場 210- 1
5	グループホーム穂の香	介護福祉課	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	大字七五三場 365

## 10 保健・衛生

### 10-1 ごみ処理施設・環境センター

#### (1) ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	240（t/ 日）	連続	平成 15 年 4 月

※処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

#### (2) 粗大ごみ処理施設・環境センター

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	50（t/ 日）	併用	平成 15 年 4 月

※処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

### 10-2 し尿処理施設・環境センター

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市）	筑西市下川島 658	150（Kℓ/ 日）	高・脱	平成 7 年 3 月

### 10-3 火葬場

施設名	所在地	電話番号
きぬ聖苑 （筑西広域事務組合）	筑西市下川島 655-1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

## 11 農業

### 11-1 農作物災害未然防止対策

災害名	作物名	事 由
風 害	水 稻	1 作付体系 早・中・晩の組合せ、及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 施肥の合理化、及び追加の時期、量に注意すること。 3 施設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	陸 稻	1 作付体系(水稻と同じ) 2 肥培管理 (1) 倒伏防止のため土寄せを行うこと。 (2) 施肥の合理化、及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設(水稻と同じ)
	落花生	1 作付体系 立性種をさけること。 2 肥培管理 土寄せを行うこと。
	大 豆	1 作付体系 短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい、及び ビニールハウス	1 作付体系 夏、秋作で強風に弱い作物、及び品種は台風時期を避ける作付をすること。 2 肥培管理 支柱は倒伏しないよう堅固なものを立てること。 3 防護措置 (1) 温床場、ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	たばこ	1 防護措置 ほ地の周囲に防風垣を設置すること。(麦わら、稲わら等で防風垣を設置する。又はらい麦等を作付する。)
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置すること。 (2) 成木は各枝をきつく縛り、又は支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、又はむしろやこも等で周囲をとりまくこと。
	桑	1 肥培措置 風害のおそれが少なく、しかも家屋、森林等の陰とならない日当たりの良い場所に稚蚕専用桑園を設置すること。 2 防護措置 風害のおそれのあるときは、稚蚕専用桑園はもちろん、壮蚕専用桑園においても桑株の緩結束を行い、事後すみやかに解束すること。
	花 卉	1 作付体系 (1) 作付期間を分散させ、台風時期に集中しないようにすること。 (2) ネットを張り、茎がなびかないように固定すること。
肥料作物	1 施設 サイロの調整を行うこと。	

災害名	作物名	事 由
水          害	水 稲	1 肥培管理 畦畔、堤体等の決壊、危険箇所をの補強を行うこと。 2 施設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	陸 稲	1 肥培管理 (1) 土砂流失防止策を構ずること。 (2) 冠浸水危険地区では、排水路の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 水田裏作麦は、高畦栽培を行うこと。 (2) 排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 (1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 (2) 中耕土寄せは早めに行うこと。 2 防護措置 長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下を避けること。
	なたね	1 作付体系 水田裏作はでき得る限り低地、及び湿田の栽培を避けること。 2 防護措置 長雨のおそれがあるときは、早めに刈取り、脱粒後乾燥機を使用して品質の低下を避けること。
	そさい、及び ビニールハウス	1 肥培管理 (1) 低湿地は、排水溝を設置しておくこと。 (2) 畦は、ほ場の高低に併行させて作り、滞水にしないように努めること。 (3) 水田裏作は、高畦栽培をすること。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 高畦栽培を行うこと。 (2) ほ場に排水溝を設置すること。 (3) 自給肥料（堆厩肥、草木灰）の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系 低湿地は、できるだけ水湿に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理 傾斜地は、土壌の崩壊を防ぐための集排水溝を整備しておくこと。
	桑	1 作付体系 新改植する場合には、水湿に強い品種（改良鼠返等）選定すること。 2 植付けの場合は排水を考慮し、仕立法は根切仕立てを避け、改良高根刈、中刈、高刈仕立を行うこと。
	肥料作物	1 作付体系 (1) 草地の土壌侵蝕防止のため、裸地の補播きを行うこと。 (2) 流排水路の整備を行うこと。

災害名	作物名	事 由
干      害	水 稲	1 作付体系 成育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理 畦畔の漏水防止に努め、揚水機利用等による計画灌水を行うこと。
	陸 稲	1 作付体系 耐干性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 浅く中耕して土壌水分の発散防止に努めること。
	落花生	1 作付体系 耐干性品種の選定を行うこと。
	なたね	1 肥培管理 (1) 軽しょう土については、直播きし鎮圧を行うこと。 (2) 移植については、健苗を育成し適期移植を行うこと。
	そさい、及 び ビニールハウス 花 卉	1 肥培管理 (1) 基肥は、深層施肥を行うこと。 (2) 乾燥期は、敷わら等をし、水分の発散防止に努めること。 (3) 敷わらを行わないものは、表層面を軽く中耕すること。 (4) 追肥は、液体肥料を用いること。 2 施設 灌水施設を設置すること。
	たばこ	1 肥培管理 堆肥を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。
	果 樹	1 肥培管理 (1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 (2) 土壌管理を良くし、根の発育を促進すること。 2 施設 灌水施設を設置すること。
桑	1 肥培管理 (1) 堆厩肥等を十分施すこと。 (2) 桑園を草生栽培、わら、刈草等で被覆すること。	
寒   害	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 適期播種を行うこと。 (2) 霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
	なたね	1 肥培管理 (1) 適期播種を行うこと。 (2) 直播に努め、磷酸肥料の増肥を行うこと。
	そさい、及 び ビニールハウス 果 樹	1 作付体系 耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 マルチングをし、根の保護を行うこと。 3 施設 ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果 樹	1 防護措置 寒風を避けるため、防風垣を整備すること。

災害名	作物名	事 由
凍 霜 害  (冷 害)	水 稻	1 作付体系 (1) 早、中、晩品種の組合せを行うこと。 (2) 出穂期は、7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理 イモチ病防除器具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい、及 び ビニールハウス	1 肥培管理 灌水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 苗の順化处理により健苗の育成に努めること。 (2) 生産初期には、補植、又は植替えを行うための苗を確保すること。 (3) 凍霜害のおそれがあるときは、稲わら等で被覆すること。
	果 樹	1 作付体系 窪地等冷気の停滞し易いところは根付けしないこと。 2 防霜管理 多目的防災網を使用すること。
	桑	1 作付体系 被害の少ないところを選び稚蚕専用桑園を設置すること。 2 肥培管理 仕立法は改良高根刈、中刈仕立等を行うこと。 3 防護措置 (1) 晩霜のおそれがあるときは、なるべく解束を遅く行うこと。 (2) 晩霜警報があったときは、少なくとも稚蚕桑（桑園面積の約20%）が確保できるよう、わら被覆法等にて予防を行うこと。

## 12 備蓄

### 12-1 市の備蓄状況

(令和3年3月31日現在)

No.	区分	品目	数量
1	食糧	アルファ米	6,600 食
2	食糧	缶詰パン等	3,389 食
3	食糧	ビスケット	900 食
4	食糧	ライスクッキー	1,392 食
5	食糧	水	6,042 本
6	乳幼児用	哺乳瓶	276 個
7	乳幼児用	災害用ハイハイン（幼児用お菓子）	72 個
8	衛生用品	幼児用おむつ（新生児・M・L・BIG サイズ）	1,021 枚
9	衛生用品	おしり拭き	103 個
10	衛生用品	尿漏れパット	498 枚
11	衛生用品	介護用おむつ（M・L サイズ）	331 枚
12	衛生用品	毛布	520 枚
13	衛生用品	生理用品	2,592 個
14	避難所	アルミマット	238 枚
15	避難所	エアマット	100 枚
16	避難所	テント	200 セット
17	避難所	段ボールベット	106 セット
18	避難所	寝袋	457 個
19	避難所	簡易トイレ	229 個
20	避難所	非常用発電機	23 台
21	避難所	投光器	33 台
22	避難所	ストーブ	23 台
23	避難所	コードリール	23 台
24	避難所	携行缶	23 個
25	避難所	リアカー	3 台
26	避難所	避難所備品セット ※1	10 セット
27	感染症防止	ベンリー間仕切り	300 セット
28	感染症防止	4 部屋間仕切り	50 セット
29	感染症防止	かんたんてんと	10 セット
30	感染症防止	パーテーション（間仕切り）	90 セット
31	感染症防止	消毒スタンド	20 台

No.	区分	品 目	数 量
32	感染症防止	スタンド式非接触式検知器	11 台
33	感染症防止	背負動噴	10 台
34	感染症防止	PROCA（除菌剤）	20 箱
35	感染症防止	受付用パーテーション	40 台
36	水防	救命胴衣	60 着
37	水防	土のう袋	200 袋

※1 避難所運営者が使用する備品セット（以下セット内容）

記入用紙、ガムテープ、養生テープ、筆記用具、付箋、ビニール袋、  
 PPテープ・紐、軍手、ラジオ、乾電池、延長コード、ハサミ・カッター、  
 LEDライト、非接触式体温計、マスク、フェイスシールド、電子体温計、  
 ゴム手袋、消毒液、防護服（つなぎ）、防護服（ガウン）、シューズカバー、  
 除菌ウエットティッシュ、ペダル式ゴミ箱

※食糧の備蓄品については市内3箇所市の備蓄倉庫で保管

※資機材の備蓄品については市内10箇所及び避難所にて保管



## 13 災害救助法の適用

### 13-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(令和2年10月1日改正)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  避難所での避難生活において特別な配慮者を必要とする高齢者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内。 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間最高 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	
		全壊 全焼 流出	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬	29,400	34,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
冬	9,400		12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 患者等の移送費は別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急処理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住する事が困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の供与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 一 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,200円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり。)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 1 医師、歯科医師 21,600円以内 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,100円以内 3 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,600円以内 4 救急救命士 15,200円以内 5 土木技術者及び建築技術者 16,300円以内 6 大工 25,000円以内 7 左官 26,300円以内 8 とし職 25,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

### 13-2 災害救助法適用基準世帯数一覧表、及び被害状況報告表

（令和2年11月1日現在）

市町村	区分	人口	住家滅失世帯数	
			A	B
結城市		51,594	80	40

※人口は、平成27年国勢調査による人口とし、国勢調査期日以後において市町村の廃置分合があった場合には、知事が告示した人口による。

※Aは災害救助法施行令第1条第1項に規定する滅失した世帯数であり、Bは同令同条第2項に規定する滅失した世帯数である。

※被害世帯数は全壊（焼）世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって1世帯とする。

被害状況報告表

保健福祉部福祉指導課扱い (FAX 029-301-3179)		被害状況報告表			発生 中間 決定
年 月 日 時現在					市町村
① 災害発生の日時					
② 災害発生の場所					
③ 災害発生の原因					
④ 被災の状況					
区 分		棟	世 帯	人	備 考
ア	人的被害	死 者	/	/	
イ		行 方 不 明	/	/	
ウ		重 傷	/	/	
エ		軽 傷	/	/	
住家被害		全壊・全焼又は流出	棟	世帯	人
		半 壊 又 は 半 焼			
		一 部 破 損			
		床 上 浸 水			
		床 下 浸 水			
⑤ 救 助 の 措 置					
救助の種類					
区分					
ア すでに措置したもの					
イ 今後措置を要するもの					
⑥ その他の特記事項					
令和 年 月 日 時報告					
茨城県保健福祉部長殿					
(県民センター県民福祉課経由)		(報告者)	市町村	災害対策本部長	
(福祉相談センター地域福祉課経由)		報告書作成者	職氏名	㊟	
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。					
2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

## 14 河川及び水防

### 14-1 鬼怒川の水位標の位置と水位区分

(令和3年3月31日現在)

河川名	水位標所在地			平水位	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	既往最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者	摘要
	観測所	都市	大字							最高水位	年月日		左岸	右岸		
鬼怒川	川島	筑西市	下川島	- 3.28	0.00	1.10	1.80	2.80	5.907	5.80	昭 13.9.1	Y.P + 28.941	Y.P + 28.94	3.30	国土交通省	テレメータ

## 15 文教・福祉施設

### 15-1 教育施設

#### (1) 学校施設

(令和3年3月31日現在)

No.	学校名	所在地	施設 (㎡)			危険 校舎 面積	備考
			敷地	校舎	屋体		
1	結城小学校	大字結城1927	32,071	8,037	1,260	—	校舎のみ
2	城南小学校	城南町1-11	28,233	4,998	931	—	校舎のみ
3	結城西小学校	大字結城10290-1	31,237	6,341	1,084	—	校舎のみ
4	城西小学校	大字結城9633-1	25,089	3,229	744	—	校舎のみ
5	絹川小学校	大字小森2227	25,514	4,336	794	—	校舎のみ
6	江川北小学校	大字田間1421	18,462	3,440	683	—	校舎のみ
7	江川南小学校	大字北南茂呂81	16,392	2,867	697	—	校舎のみ
8	山川小学校	大字今宿1164-1	30,764	3,295	782	—	校舎のみ
9	上山川小学校	大字上山川3388	15,135	3,039	696	—	校舎のみ
10	結城中学校	大字小田林2600	75,119	10,937	2,192	—	屋体に武道場を含む
11	結城東中学校	大字結城3381	41,897	6,227	1,574	—	屋体に武道場を含む
12	結城南中学校	大字大木1123	63,342	8,146	2,502	—	屋体に武道場を含む
13	結城特別支援学校	大字鹿窪1357-10	33,000	6,242	872	—	
14	結城第一高等学校	大字結城1076	33,144	7,397	3,785	—	
15	結城第二高等学校	大字結城7355	37,838	6,732	2,194	—	
16	鬼怒商業高等学校	大字小森1513-2	68,569	6,557	2,024	—	
17	茨城県結城看護専門学校	大字結城1211-7	4,835	2,519	681	—	

※「校舎のみ」とは、倉庫などの附属施設を含まない。

※城南小学校、城西小学校に隣接する「学童保育クラブ」敷地・施設面積は含まない。

#### (2) 給食センター

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	備考
学校給食センター	若宮11-16	4,270	2,219	

#### (3) 幼稚園

(令和3年3月31日現在)

No.	幼稚園名	所在地	定数 (人)	施設 (㎡)			危険 園舎 面積	備考
				敷地	園舎	屋体		
1	富士見幼稚園	大字結城10854	60	3,468	1,028	—	—	
2	結城ひかり幼稚園	大字江川新宿1973	140	2,897	543	—	—	
3	つくば幼稚園	新福寺2-8-7	210	1,737	727	-	-	

## (4) 社会教育施設その他公共施設

(令和3年3月31日現在)

No.	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	備考
1	結城市役所 本庁舎	中央町2-3	15,929.70	11,061.77	
2	結城市役所 結城出張所	大字結城1448-3	12,873	5,475	
3	結城市役所 付属庁舎	大字結城1361	687	1,786	
4	下水浄化センター	大字中1517	50,000		
5	伝統工芸コミュニティセンター	大字結城3018-1	3,996	477	
6	南部中央コミュニティセンター	大字結城6568	1,907	362	
7	城南コミュニティセンター	大字結城9142	2,019	224	
8	小田林コミュニティセンター	大字小田林1357-1	1,514	314	
9	絹川地区多目的集会施設	大字小森2261-1	1,470	346	
10	上山川就業改善センター	大字上山川乙38	4,903	522	
11	才光寺会館	大字上山川4135-7	1,172	149	
12	山川文化会館・山川出張所	大字今宿1172-1	2,579	459	
13	山川新宿中央集会所	大字山川新宿1283-1	391	269	
14	山川新宿田向集会所	大字山川新宿543-1	425	152	
15	山川辻堂集会所	大字山川新宿762-3	260	154	
16	江川地区多目的集会施設	大字江川新宿1973-20	4,839	425	
17	結城市立公民館	大字結城1446-10	1,337.78	755.20	
18	結城市立公民館北部分館	大字結城1745-1	1,269	278	
19	市民文化センターアクロス	中央町2-2	15,001	8,649	
20	市民情報センター・ゆうき図書館 ・結城市子育て支援センター	国府町1-1-1	3,365	14,396	
21	埋蔵文化財発掘調査室	大字上山川3380-2		270	
22	青少年研修所	大字結城1927		178	
23	鹿窪運動公園	大字鹿窪1	145,476	7,075	
24	川木谷野球場	大字結城10045		34	
25	紬の里結城パークゴルフ場	大字結城2875-1		212	
26	農業者多目的運動施設	大字鹿窪888-1	3,838	1,063	
27	結城蔵美館	大字結城1330		159	
28	結城市農産物加工実習施設	大字鹿窪875-1		51	
29	結城市地域営農支援センター	大字古宿新田131-1		1,009	



No.	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	備考
30	結城市立学校給食センター	若宮11-16		2,219	
31	結城市健康増進センター	大字結城1194	6,057	1,013	
32	生きがいふれあいセンター	大字鹿窪514-9	4,929	534	
33	結城市障害者福祉センター	大字小田林1166-1		910	
34	結城市役所江川出張所	大字江川新宿1973-20		65	

※結城市公共施設等総合管理計画他より

## 15-2 福祉施設

### (1) 保育所の概要

(令和2年4月1日現在)

No.	施設名	所在地	電話番号 (0296)	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	職員 (人)	定数 (人)	備考
1	結城市立城西保育所	大字結城9648	33-4540	6,847	691	16	80	
2	結城市立山川保育所	大字今宿1167	35-0104	6,131	957	12	60	
3	結城市立上山川保育所	大字上山川乙38-1	35-0011	6,235	741	15	60	
4	私立結城明照保育園	大字結城1591	33-2039	3,000	396	12	90	
5	私立みくに保育園	大字結城3073	33-5946	2,198	269	33	150	
6	私立結城ふたば保育園	大字結城7104-1	33-4834	2,033	319	26	150	
7	私立つくば保育園	新福寺2-8-1	32-2235	2,161	605	28	130	
8	私立たま保育園	大字田間1944-2	35-1363	3,256	438	23	90	
9	私立あすなろ保育園	大字結城11723-3	32-7397	2,229	509	16	60	
10	私立かなくぼ保育園	大字鹿窪949-1	32-7965	3,602	1,092	19	90	
11	玉岡堯舜認定こども園	大字結城12018-1	35-3919	10,342	1,248		200	

## (2) 障害者施設

(令和2年12月現在)

No	法人名	事業所名	住所	電話 (0296)	施設種別
1	(社福) 結城市社会福祉協議会	居宅介護事業所	大字結城 1194	33-0225	居宅介護, 重度訪問介護 行動援護, 同行援護
2		多機能型事業所 (障害者福祉センター)	大字小田林 1166-1	33-9700	就労継続支援 B 型 生活介護
3	(社福) 希望会	あすなる園	大字上山川 202	35-1330	就労継続支援 B 型 自立訓練 (生活訓練) 生活介護, グループホーム
4		ばく to Pan	大字結城 6042-2 (見晴町)	32-3650	就労継続支援 B 型
5		相談支援事業所 あすなる	大字上山川 202	080- 9028- 7776	相談支援 (障害者)
6	(社福) 希望会	こども療育支援 はらっぱ園	大字結城 11629-3 (四ツ京)	32-7909	児童発達支援
7		こども療育支援 どんぐり教室	大字結城 6042-2 (見晴町)	54-6868	放課後等デイサービス
8		相談支援事業所 ぐみの木	大字結城 11629-3 (四ツ京)	32-7909	相談支援 (障害児)
9	(NPO)セラヴィ	障害福祉支援センター ヴィラ結城	大字上山川 111	35-6056	就労移行支援 就労継続支援 B 型
10		ケアホーム ヴィラ結城	大字上山川 109	35-6056	グループホーム
11	(NPO)あんびしゃ す	ちゃれんじ	大字鹿窪 1093-1	54-5128	放課後等デイサービス
12		ぼけっと	大字結城作 333-10	45-8460	放課後等デイサービス
13		ジョブライフ PEACH (ピーチ)	大字結城 12121-1 (松木合)	47-3214	就労移行支援 就労継続支援 B 型
14		相談支援事業所 すてっぷ	大字結城作 333-10	45-8460	相談支援 (障害児・障害者)
15	合同会社青山	のびのび広場 あおやま結城店	下り松 6-7-18	49-6077	放課後等デイサービス
16		のびのび広場 あおやま結城富士見町店	大字結城 10615-3 (富士見町)	34-0040	児童発達支援 放課後等デイサービス
17		紬の家 あおやま	大字結城 13637 UPC ビル 1F (新福寺)	47- 5888	就労継続支援 B 型
18		らっく あおやま	大字結城 1541-7 (紺屋町)	49-8410	居宅介護, 重度訪問介護
19		デイサービス あおやま	大字結城 1541-7 (紺屋町)	32-7767	自立訓練 (生活訓練)
20		相談支援事業所 あおやま	大字結城 10615-3 (富士見町)	45-4090	相談支援 (障害児・障害者)
21	一般社団法人地域 自立サポートセンター	サポートセンター ゆうき	大字結城 7201-1 (白銀町)	45-8168	就労移行支援 就労継続支援 B 型 就労定着支援

No	法人名	事業所名	住所	電話 (0296)	施設種別
22		ひまわり印刷工房	大字結城 7201-1 (白銀町)	54-5083	就労継続支援 A 型
23	株式会社スマイル	スマイル	大字久保田 1144	45-5321	就労継続支援 A 型
24	結城社会福祉株式会社	グループホーム エレナ	大字結城 7969-13 (城南町)	0285- 38-8251	グループホーム
25		グループホーム ネモト	大字結城 12082-20 (松木合)	0285- 38-8251	グループホーム
26		グループホーム ミヤタ	大字結城 564-6 (白銀町)	0285- 38-8251	グループホーム
27		グループホーム 浅野コーポ	大字結城 11879-1 (四ツ京)	0285- 38-8251	グループホーム
28		グループホーム カサ・ソアレ	大字結城 9857-2 (公達)	0285- 38-8251	グループホーム
29		結城就労支援センターハッブル	下り松 3-2-4	0285- 38-8251	就労継続支援 B 型
30	一般社団法人社会福祉相談センター	グループホーム あじさい 1~5号棟	大字大木 409-54 (1号棟) 大字大木 409-31 (2号棟) 大字大木 409-45 (3号棟) 大字田間 991-18 (4号棟) 大字結城作 333-32 (5号棟)	45-5058	グループホーム 短期入所
31	合同会社ほーむけあ千笑(ちえ)	ほーむけあ千笑	大字結城 6767-33 (城ノ内)	56-9112	居宅介護 重度訪問介護
32	合同会社才の樹	しいの木 相談支援事業所	大字結城 5978-3 貸事務所 103 (見晴町)	45-7746	相談支援 (障害児・障害者)
33	株式会社サシノベルテ	こどもサークル 結城	大字結城 11839-1 ヨークタウン結城 C3 (四ツ京)	32-2000	児童発達支援

## (3) 高齢者施設

(令和2年10月現在)

No	施設の名称	施設の種別	施設所在地	連絡先 (0296)
1	青嵐荘養護老人ホーム	養護老人ホーム	大字七五三場 365	35-0387
2	青嵐荘特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	大字七五三場 210-1	35-1785
3	特別養護老人ホーム ヒューマン・ハウス	特別養護老人ホーム	大字結城 10767-19	34-7101(個室) 32-0888(多床室)
4	フローレンス結城	軽費老人ホーム	新福寺 2-7-2	32-2234
5	しもふさの郷百寿の家	特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)	大字武井 1248	35-0294
6	サニーライフ結城	有料老人ホーム	大字結城 1452-1	32-0360
7	ご長寿くらぶ結城	有料老人ホーム	大字結城 11977	45-7727
8	やさしい手シニアリビング やさしえ結城東館	サービス付き高齢者向け住宅	大字結城 9802-1	34-8533
9	やさしい手シニアリビング やさしえ結城西館	サービス付き高齢者向け住宅	大字結城 9801-1	38-2931
10	サービス付き高齢者向け住宅 小春日和	サービス付き高齢者向け住宅	大字結城 12082-36	45-5866
11	介護老人保健施設 健田	介護老人保健施設	大字結城 12744	33-0880
12	介護老人保健施設 生きいき 倶楽部	介護老人保健施設	大字結城 9143-1	20-8666
13	介護老人保健施設 すばる	介護老人保健施設	大字結城 10780	21-2088
14	結城ケアセンター そよ風	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	大字結城 923-1	34-7451
15	グループホーム優優	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	川木谷 1-5-5	20-8028
16	ハーモニー城ノ内	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	大字結城 8670-2	33-8265
17	グループホーム 生きいき	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	大字田間 1489-2	20-9050
18	グループホーム 穂の香	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	大字七五三場 365	20-9033

No	施設の名称	施設の種別	施設所在地	連絡先 (0296)
19	グループホーム くわの実	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	大字武井 1244- 6	20-9123
20	特別養護老人ホーム ヒューマン・ハウス	短期入所生活介護	大字結城 10767-19	34-7101(個室) 32-0888(多床室)
21	しもふさの郷 あじさいの家	短期入所生活介護	大字武井 1244- 6	20-9122
22	しもふさの郷 百寿の家	短期入所生活介護	大字武井 1248	35-0294
23	青嵐荘特別養護老人ホーム	短期入所生活介護	大字七五三場 210- 1	35-1785
24	あずみ苑 結城	短期入所生活介護	大字結城 10638	21-3021
25	結城ケアセンター そよ風	通所介護	大字結城 923- 1	34-7451
26	結城デイサービスセンター ヒューマン・ハウス	通所介護	大字結城 10767-24	32-1864
27	ツクイ結城	通所介護	大字結城 7189- 8	20-8577
28	通所介護事業所 ハーモニー 城ノ内	通所介護	大字結城 8670- 2	33-8265
29	デイサービスセンター 百寿の家	通所介護	大字武井 1240- 8	20-9020
30	結城デイサービスセンター 「青嵐荘」	通所介護	大字七五三場 365	35-4581
31	あずみ苑 結城	通所介護	大字結城 10638	21-3021
32	デイサービスセンター きぬの郷	通所介護	大字粕礼 934- 3	20-9800
33	ふれんど結城デイサービスセンター	通所介護	大字結城 11766- 3	20-8232
34	ケアサポートゆうき	通所介護	大字古宿新田 33- 2	45-8751
35	デイサービス小春日和	通所介護	大字結城 12082-36	45-5866
36	デイサービスあおやま	地域密着型通所介護	大字結城 1541- 7	32-7767
37	デイサービスゆもと	地域密着型通所介護	大字上山川 2455- 3	47-5403
38	デイサービスたんどん	地域密着型通所介護	大字小田林 2533- 2	54-6826
39	ご長寿くらぶ結城デイサービスセンター	地域密着型通所介護	大字結城 11977	45-7727
40	介護老人保健施設 健田	短期入所療養介護	大字結城 12744	33-0880
41	介護老人保健施設 生きいき倶楽部	短期入所療養介護	大字結城 9143- 1	20-8666

## 16 文化財

### 16-1 国指定文化財

#### (1) 無形文化財の部

《無形文化財》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	結城紬 (平織)			本場結城紬技術保持会	S31. 4.24	ユネスコ 無形文化 遺産

#### (2) 記念物の部

《史跡》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	結城廢寺跡 附結城八幡瓦窯跡		大字上山川 ほか	結城市 ほか	H14. 9.20	奈良時代 前半創建

### 16-2 県指定文化財

#### (1) 有形文化財の部

《絵画》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	絹本著色当麻曼荼羅	1 幅	大字結城 (西町)	宗教法人弘経寺	S32. 1.25	室町時代の作
2	紙本著色襖絵	10 幅	大字結城 (西町)	宗教法人弘経寺	S32. 1.25	与謝蕪村 梅花図外
3	紙本著色武者肖像画	1 幅	大字結城 (立町)	宗教法人孝顕寺	S32. 1.25	結城氏 15 代政朝
4	紙本著色結城晴朝肖像画	1 幅	大字結城 (立町)	宗教法人孝顕寺	S32. 6.26	結城氏 17 代
5	紙本著色結城政朝夫人肖像画	1 幅	大字結城 (立町)	宗教法人孝顕寺	S32. 6.26	結城政朝 婦人

《彫刻》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	木造不動明王坐像	1 軀	大字山川新宿	宗教法人大栄寺	S33. 3.12	鎌倉時代 初頭の作
2	木造観音菩薩立像	1 軀	大字結城 (戸野町)	宗教法人大輪寺	H7. 1.23	1356年結 城氏8代 直光発願

《工芸品》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	拵子	1 振	大字結城 (鍛冶町)	宗教法人安穏寺	S32. 1.25	源翁和尚 の愛用品
2	数珠	1 連	大字結城 (鍛冶町)	宗教法人安穏寺	S32. 1.25	源翁和尚 の愛用品
3	古鏡	1 面	大字結城 (番匠町)	個人	S32. 1.26	瑞花双鳳 鏡
4	百万塔	1 基	大字結城 (西の宮)	個人	S33. 3.12	法隆寺旧 蔵品
5	太刀 (無銘 葵くずし 紋)	1 口	大字結城 (塔の下)	個人	S38. 8.23	水戸9代 藩主徳川 斉昭の作

《書跡》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日	備 考
1	往生要集	1 冊	大字結城 (浦町)	宗教法人称名寺	S33.3.12	恵心僧都 の選

《古文書》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日	備 考
1	健田須賀神社文書	19 点	大字結城 (浦町)	宗教法人健田須賀神社	H8. 1. 25	文和元 (1352) ～天正8 (1580 年)

(2) 無形文化財の部

《無形文化財》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日	備 考
1	結城紬(縮織)			(公財)重要無形文化 財結城紬技術保存会	S28. 11. 14	横糸に強 撚糸を使用

(3) 民族文化財の部

《無形民俗文化財》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日	備 考
1	上山川諏訪神社 太々神楽		大字上山川	宗教法人諏訪神社	H17. 11. 25	

(4) 記念物の部

《史跡》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日	備 考
1	水野越前守忠邦の 墓		大字山川新宿	個人、結城市	S33. 3. 12	天保の改 革を指揮
2	結城御朱印堀 (附. 地図2・証文 1・由来帳1)		大字結城 (西町) 大字結城 (立町)	宗教法人弘経寺  宗教法人孝顕寺	S33. 3. 12	結城氏18 代秀康の 代に掘ら れる
			大字結城 (西の宮)	宗教法人光福寺		1598年頃 町割り完 成
			大字結城 (浦町)	個人		下総州結 城絵図: 享保19 (1734) 年作成

### 16-3 市指定文化財

#### (1) 有形文化財の部

《建造物》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	石幢	1 基	大字結城 (塔の下)	宗教法人華蔵寺	S42. 2. 9	供養塔の 一種
2	石幢	1 基	大字結城 (白銀町)	宗教法人常光寺	S42. 2. 9	供養塔の 一種
3	宝篋印塔	1 基	大字結城 (宮の下)	宮の下	S43. 9. 10	江戸時代 中期に建 立
4	上山川諏訪神社 本殿	1 棟	大字上山川	宗教法人諏訪神社	S49. 12. 27	
5	孝顕寺三門	1 棟	大字結城 (立町)	宗教法人孝顕寺	S52. 3. 4	江戸時代 に建立
6	称名寺御霊屋門	1 棟	大字結城 (浦町)	宗教法人称名寺	S52. 12. 6	室町時代 に建立
7	称名寺二条門	1 棟	大字結城 (浦町)	宗教法人称名寺	S52. 12. 6	江戸時代 に建立
8	乗国寺四脚門	1 棟	大字結城 (小埜)	宗教法人乗国寺	S52. 12. 6	江戸時代 に建立
9	乗国寺楼門	1 棟	大字結城 (小埜)	宗教法人乗国寺	S52. 12. 6	江戸時代 に建立
10	諏訪神社本殿	1 棟	大字北南茂呂	宗教法人諏訪神社	S54. 7. 13	江戸時代 に建立
11	小森大桑神社本殿	1 棟	大字小森	大桑神社	H4. 3. 31	享保7 (1722) 年建立
12	中世五輪塔		大字上山川	宗教法人東持寺	H7. 6. 12	
13	安穩寺山門	1 棟	大字結城 (鍛冶町)	宗教法人安穩寺	H21. 11. 30	

《絵画》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	紙本著色結城朝光 肖像画	1 幅	大字結城 (浦町)	宗教法人称名寺	S38. 10. 1	結城氏初 代
2	絹本著色復庵和尚 頂相	1 幅	大字結城 (塔の下)	宗教法人華蔵寺	S48. 3. 12	華蔵寺開 山の祖
3	紙本著色不動明王 像	1 幅	大字結城 (永横町)	宗教法人釈迦堂	S49. 4. 26	
4	源翁禅師頂相	1 幅	大字結城 (鍛冶町)	宗教法人安穩寺	S51. 4. 1	
5	紙本山川綾戸城 古図	1 幅	東京都日野市	個人	S52. 12. 6	山川綾戸 城最古の 絵図

《彫刻》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日	備 考
1	銅造阿弥陀如来 坐像	1 軀	大字結城 (白銀町)	宗教法人常光寺	S38. 10. 1	金仏さん と親しま れる
2	木造結城政勝像	1 軀	大字結城 (観音町)	宗教法人華蔵寺	S39. 9. 1	結城氏 16 代
3	木造大黒天像	1 軀	大字結城 (戸野町)	宗教法人大輪寺	S43. 9. 9	水晶の玉 眼が特徴



No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
4	貴船神社本殿彫刻	1 棟	大字結城 (宮の下)	宗教法人貴船神社	S43. 9. 9	
5	木造結城朝光像	1 軀	大字結城 (浦町)	宗教法人称名寺	S46. 9. 11	
6	木造釈迦如来坐像	1 軀	大字大木	宗教法人東光寺	S46. 9. 11	旧万松寺蔵
7	木造弁財天坐像	1 軀	大字結城 (西の宮)	個人	S48. 3. 12	
8	鑄銅虚空蔵菩薩坐像	1 軀	大字結城 (永横町)	宗教法人釈迦堂	S49. 4. 26	16代政勝の持念仏
9	狛犬	1 対	大字結城 (浦町)	宗教法人健田須賀神社	S52. 3. 4	江戸時代前期の作
10	獅子頭	1 対	大字結城 (浦町)	宗教法人健田須賀神社	S52. 3. 4	
11	木造毘沙門天立像	1 軀	大字結城 (西の宮)	宗教法人光福寺	S52. 3. 4	
12	木造阿弥陀如来立像	1 軀	大字武井	宗教法人西勝寺	S53. 4. 11	伝恵心僧都の作
13	木造阿弥陀如来半跏像	1 軀	大字今宿	宗教法人長徳院	H16. 4. 30	本市最古の木像
14	木造普賢菩薩像	1 軀	大字大木	宗教法人東光寺	H20. 3. 31	旧万松寺蔵
15	木造文殊菩薩像	1 軀	大字大木	宗教法人東光寺	H20. 3. 31	旧万松寺蔵
16	木像宝冠釈迦如来坐像	1 軀	大字結城 (小埜)	宗教法人乗国寺	H29. 7. 31	
17	木造結城政勝坐像	1 軀	大字結城 (小埜)	宗教法人乗国寺	H29. 7. 31	結城氏 16代

《工芸品》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	経篋	1 合	大字結城 (戸野町)	宗教法人大輪寺	S43. 9. 9	
2	石燈籠	1 基	大字結城 (宮の下)	宗教法人貴船神社	S43. 9. 10	江戸時代中期に建立
3	海獣葡萄鏡	1 面	大字結城 (浦町)	結城市教育委員会	S48. 3. 12	
4	鉄鏝	1 対	大字上山川	宗教法人諏訪神社	S49. 12. 27	
5	明治天皇御愛用品	6 点	大字上山川	個人	S51. 2. 5	有栖川宮家旧蔵品
6	追分道標石燈籠	2 基	大字結城 (木町)	宗教法人光福寺	S59. 2. 20	
7	大町屋台	1 台	大字結城 (大町)	大町町内会	H20. 3. 31	

《典籍》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	經典（大日経 7・ 金剛頂経 3・蘇悉地経 3）	13 卷	大字結城 (戸野町)	宗教法人大輪寺	S43. 9. 9	

## 《古文書》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	赤荻家所蔵文書	1 卷	大字結城 (浦町)	個人	S48. 3. 12	29 点
2	将軍家政所下文	1 点	大字上山川	個人	S51. 2. 5	
3	将軍足利義政 感状他	3 点	大字上山川	個人	S52. 3. 4	
4	鎌倉公方持氏 感状他	6 点	大字上山川	個人	S52. 3. 4	
5	古河公方成氏 契状案	1 点	大字上山川	個人	S52. 3. 4	

## 《絵本》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	山川氏系図	1 卷	大字上山川	宗教法人東持寺	H7. 6. 12	

## 《考古資料》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	板碑	1 基	大字上山川	宗教法人東持寺	S38. 10. 1	鎌倉時代の 大板碑
2	板碑	1 基	大字結城 (塔の下)	宗教法人華蔵寺	S38. 10. 1	鎌倉時代の 大板碑
3	埴仏	64 点	大字結城 (浦町)	結城市教育委員会	H16. 4. 30	国史跡結城 廃寺跡出土 品
4	塔心礎舍利孔石蓋	1 点	大字結城 (浦町)	結城市教育委員会	H16. 4. 30	国史跡結城 廃寺跡出土 品
5	弘長二年銘板碑	1 点	大字結城 (浦町)	結城市教育委員会	H29. 7. 31	県内最古の 板碑
6	結城作出土木棺	1 点	大字結城 (浦町)	結城市教育委員会	R 2. 10. 28	古墳時代の 木棺
7	結城廃寺跡塑像	16 点	大字結城 (浦町)	結城市教育委員会	R 2. 10. 28	国史跡結城 廃寺跡出土 品

## (2) 無形文化財の部

## 《無形民俗文化財》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	結城ぎおんばやし (田間)		大字田間	田間大杉囃子保存会	S42. 4. 24	
2	結城ぎおんばやし (大木)		大字大木	大木おはやし保存会	S42. 9. 20	
3	結城ぎおんばやし (小森)		大字小森	小森囃子連	S42. 9. 20	
4	結城ぎおんばやし (本田・寺内)		大字小田林	結城市小田林本田寺内 お囃子会	S42. 9. 20	
5	結城ぎおんばやし (古新田・黒田)		大字小田林	古新田黒田おはやし 保存会	S42. 9. 20	

(3) 記念物の部

《史跡》

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日	備 考
1	結城朝光の墓		大字結城 (浦町)	宗教法人称名寺	S38.10.1	結城氏初代
2	慈眼院結城家御廟		大字結城 (小塙)	個人、宗教法人乗国寺	S38.10.1	結城氏歴代 の霊を祀る
3	保戸塚		大字鹿窪	個人	S38.10.1	円墳
4	林八幡塚		大字林	個人	S38.10.1	前方後円墳
5	林八幡塚陪塚		大字林	個人	S38.10.1	円墳
6	備中塚		大字上山川	宗教法人慈眼寺	S38.10.1	県内最大級 の円墳
7	古山八幡塚		大字上山川	結城市	S38.10.1	前方後円墳
8	愛宕山塚		大字上山川	南宿愛宕神社総代	S38.10.1	前方後円墳
9	浅間塚		大字結城 (松木合)	浅間神社	S38.10.1	前方後円墳
10	地の神塚		大字結城 (松木合)	個人	S38.10.1	円墳
11	山の神塚		大字結城 (松木合)	個人	S38.10.1	円墳
12	中世武家屋敷跡		大字上山川	宗教法人東持寺	S39.9.1	山川氏の居 館跡
13	玉日姫の墓		大字結城 (玉岡町)	宗教法人称名寺	S39.9.1	伝親鸞聖人 夫人の墓
14	結城城跡		大字結城 (本町)	結城市 ほか	S39.9.1	結城氏・水 野氏の城跡
15	砂岡雁宕の墓		大字結城 (西町)	宗教法人弘経寺	S39.9.1	結城出身の 著名な俳人
16	源翁和尚の墓		大字結城 (玉岡町)	宗教法人安穏寺	S39.9.1	安穏寺中興 の祖
17	仙太郎稻荷塚		大字結城 (曾我殿台)	宗教法人華蔵寺	S39.9.1	前方後円墳
18	庚申塚		大字結城 (曾我殿台)	個人	S39.9.1	前方後円墳
19	稻荷塚		大字北南茂呂	個人	S39.9.1	前方後円墳
20	山川綾戸城		大字山川新宿	宗教法人結城寺	S42.2.9	山川氏の城 跡
21	和尚塚		大字結城 (公達)	宗教法人華蔵寺	S42.2.9	
22	健田神社旧跡		大字結城 (見晴町)	宗教法人健田須賀神社	S46.9.11	
23	増田遷晃文人の碑	1基	大字結城 (永横町)	宗教法人釈迦堂	S52.3.4	
24	早見晋我の墓		大字結城 (穀町)	宗教法人妙国寺	S52.3.4	俳人砂岡雁 宕の伯父
25	山川家歴代霊廟		大字今宿	宗教法人長徳院	S52.12.6	
26	山川水野家墓所		大字山川新宿	個人、結城市	H25.1.28	

## 《天然記念物》

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日	備 考
1	大桑神社の櫓		大字小森	大桑神社	S51. 2. 5	

## 16-4 国登録有形文化財

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	登録年月日	備 考
1	結城酒造株式会社 レンガ煙突	1 基	大字結城 (西町)	個人	H12. 4. 28	
2	奥順見世蔵	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H17. 2. 9	
3	奥順店舗	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H17. 2. 9	
4	奥順離れ	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H17. 2. 9	
5	奥順土蔵	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H17. 2. 9	
6	結真紬見世蔵	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H17. 2. 9	
7	結真紬主屋	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H17. 2. 9	
8	小西見世蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H17. 2. 9	
9	赤荻本店見世蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H17. 2. 9	
10	秋葉糍味噌醸造 見世蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H17. 2. 9	
11	鈴木紡績見世蔵	1 棟	大字結城 (西の宮)	個人	H17. 2. 9	
12	鈴木紡績主屋	1 棟	大字結城 (西の宮)	個人	H17. 2. 9	
13	中澤商店見世蔵 及び主屋	1 棟	大字結城 (穀町)	個人	H17. 2. 9	
14	旧黒川米穀店店 舗	1 棟	大字結城 (西の宮)	個人	H18. 10. 18	
15	キヌヤ菓舗店舗	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H18. 10. 18	
16	奥順壺の蔵	1 棟	大字結城 (大町)	奥順株式会社	H18. 10. 18	
17	小倉商店店舗 兼主屋	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H20. 3. 7	
18	奥庄店舗兼主屋	1 棟	大字結城 (大町)	個人	H21. 1. 8	
19	保坂家住宅主屋	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
20	保坂家住宅土蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
21	武勇見世蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
22	武勇脇蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
23	武勇製品蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
24	武勇仕込蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	

No.	名 称	数量	所 在 地	所有者（管理者）	登録年月日	備 考
25	武勇旧釜蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
26	武勇煙突	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H23. 7. 25	
27	鈴木新平商店 見世蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H26. 12. 19	
28	鈴木新平商店 文庫蔵	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H26. 12. 19	
29	鈴木新平商店 座敷棟	1 棟	大字結城 (浦町)	個人	H26. 12. 19	

### 指定文化財総数

(令和3年3月31日現在)

種 別		指定の種類	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物				13	13
	絵画			5	5	10
	彫刻			2	17	19
	工芸品			5	7	12
	書跡			1		1
	典籍				1	1
	古文書			1	5	6
	紙本				1	1
	考古資料				7	7
	歴史資料					0
	小 計		0	14	56	70
無形文化財	無形文化財		1	1		2
	小 計		1	1		2
民俗文化財	有形民俗文化財					0
	無形民俗文化財			1	5	6
	小 計			1	5	6
記念物	史跡		1	2	26	29
	名勝					0
	天然記念物				1	1
	小 計		1	2	27	30
合 計			2	18	88	108

国登録有形文化財	建造物	土木構造物	その他の工 作 物	合計
	27		2	29

## 17 消防団・消防車輛保有状況等

### 17-1 各消防団の担当地区

(令和3年4月1日現在)

分団の 名称	位 置	担当地区
団本部	中央町2-3	結城市全域
第1分団	大字結城344-5 (白銀町)	戸野町 陣屋町 塔の下 見晴町一丁目 見晴町 観音町 戸張町 大切町 番匠町 永横町 浦町 白銀町 国府町 立町 肝入町 木町大町
第2分団	大字結城1448-4 (西の宮)	西町 富士見町 穀町 御朱印町 鍛冶町 神明町 栄町 紺屋町 西の宮 玉岡町 四ツ京 松木合 みどり町 富士見ニュータウン 四季の杜
第3分団	大字結城3061-1 (上小埜)	本町 宇大谷瀬 大谷瀬町 鉄砲宿 人手町 上小埜 下小埜 宮の下 小森(上、中、下、東、西、南) 宮崎 慶福 久保田(西、南、北) 中(東、西、北、田中内、中田、 市営住宅) 泉
第4分団	大字結城6938-1 (下り松)	下り松(東部、西部、南部、北部、上部、中部) 辻堂 林 鹿窪(東、西、南、北、第一団地、第二団地、第三団地、 雇用促進住宅、市営住宅、県営かなくぼ) 新堤仲通り
第5分団	城南町一丁目11	公達 川木谷 繁昌塚 アピタス城西 城の内(南、北) 大橋町 城南町一丁目 城南町二丁目 新福寺(東、南、北、 中) 作の谷 片蓋 片蓋南 作の谷グリーンタウン
第6分団	大字小田林1357-3 (古新田)	仁軒地 仁軒地西 下の宮 善長寺 猿内 黒田 古新田 立の山(東、西、南、北) 寺内 本田 上海道 上の宮 逆井 五助
第7分団	大字田間1421-3	上成 上成西 田間(上、中、下) 新田間町 武井(上、下、南) 大戦防 江川新宿 江川大町(東、西) 大木(東、西、北)
第8分団	大字北南茂呂2016-1	北茂呂 南茂呂 七五三場 東茂呂 一ツ木 前新田 蓮縄田 出山
第9分団	大字今宿1151-7	粕礼(上、中、戸崎) 今宿(上、中、下、南、並木、今泉) 新宿南 荒宿 新町 代の下 辻道(東、西) 田向 沼(東、西、北) 古宿新田 山王(上、下) 芳賀崎(北、 前) 浜野辺(東、西、北、五所) 水海道
第10分団	大字上山川3410-6	西坪 矢畑(東、西、北) 北坪 芝良前 中坪 東坪 古山 瓦塚 我里内 河岸 追立 馬場(南、北) 南宿 前法内(東、西) 芝崎 平間 先城谷 皿窪 原 若宮 新矢畑 若宮西
女性分団	大字結城344-5 (白銀町)	結城市全域

※区域の欄中、字名は、通称名を含む。

## 17-2 消防団消防車両保有状況及び消防水利

### (1) 消防団消防車両

(令和5年3月1日現在)

種別	種別	車名	ポンプ型式	年式	取得年月日	備考
団本部	本部車	スバル		H30年	平成30年12月21日	ガソリン 4WD AT
〃	〃	ダイハツ		H24年	平成24年3月8日	ガソリン 4WD AT
〃	〃	ニッサン	可搬 (マキタB-2)	H22年	平成22年2月17日 消防庁より貸与	ディーゼル 4WD MT 救助資機材搭載車
〃	消防自動車	日野	モリタ ME-5	H17年	平成17年3月23日	ディーゼル 4WD MT
第1分団	消防自動車	日野	モリタ MD260A	H25年	平成25年10月23日	ディーゼル 2WD AT
第2分団	〃	〃	モリタ MD260A	H26年	平成26年10月16日	ディーゼル 2WD AT
第3分団	〃	〃	モリタ MD260A	H18年	平成18年8月29日	ディーゼル 4WD MT
第4分団	〃	〃	モリタ ME-5	H17年	平成17年3月23日	ディーゼル 4WD MT
第5分団	〃	〃	モリタ MD260A	H29年	平成29年11月6日	ディーゼル 4WD MT
第6分団	〃	〃	モリタ MD260A	R2年	令和2年1月29日	ディーゼル 4WD MT
第7分団	〃	〃	モリタ ME-5	R2年	令和2年10月19日	ディーゼル 4WD MT
第8分団	〃	〃	モリタ MD260A	H21年	平成21年2月25日	ディーゼル 4WD MT
第9分団	〃	〃	モリタ MD260A	H28年	平成28年11月20日	ディーゼル 4WD MT
第10分団	〃	トヨタ	モリタ MZ1	R5年	令和5年2月22日	ガソリン 2WD AT

### (2) 消防団組織人員

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村別	計	消防団員								車両
		団長	副団長	本部長 本部員	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
結城市	234	1	3	3	11	11		36	169	14

(3) 消防水利

① 防火水槽

(令和3年3月31日現在、単位：か所)

区分		20m <sup>3</sup> 未満	20～40m <sup>3</sup> 未満	40～100m <sup>3</sup> 未満	100m <sup>3</sup> 以上	計
防火水槽	公設	30	74	163	2	269
	私設	1	13	76	3	93
計		31	87	239	5	362

② 消火栓・プール

(令和3年3月31日現在、単位：基・か所)

区分		双口	単口	計
消火栓	公設	29	992	1,021
	私設	0	17	17
計		29	1,009	1,038
プール		14		

③ 防火水槽・消火栓の基準数

消防水利地図 算定数	1,139
上記算定数内の整備数	816
上記算定数に対する充足率	71.6%

※消防水利充足率・・・筑西広域市町村圏事務組合消防本部より



### 17-3 筑西広域消防本部消防署等の消防車両保有状況

#### (1) 消防本部結城消防署

(令和5年1月1日現在)

No.	種別	車名	ポンプ型式	年式	取得年月日	備考
1	消防ポンプ自動車	日野	モリタMZ-1	平成27年	平成27年3月23日	水槽6000
2	救助資器材搭載水槽付 消防ポンプ自動車	日野	モリタME-5	平成25年	平成25年2月27日	水槽15000
3	救助資器材搭載ブーム付 多目的消防ポンプ自動車	日野	モリタMZ-1	令和2年	令和2年12月23日	水槽9000 ブーム13m
4	化学消防ポンプ自動車	日野	モリタMZ-1	令和3年	令和3年12月9日	水槽17500 薬剤2500
5	高規格救急自動車	トヨタ		令和2年	令和2年12月8日	
6	搬送車	日産		平成14年	平成14年2月22日	1tトラック
7	広報車	トヨタ		平成23年	平成23年3月24日	ライトバン
8	搬送車	トヨタ		令和4年	令和4年	トラック

#### (2) 南出張所

(令和2年12月1日現在)

No.	種別	車名	ポンプ型式	年式	取得年月日	備考
1	水槽付消防ポンプ自動車	日野	篠崎S-10	平成17年	平成17年3月29日	水槽15000
2	高規格救急自動車	トヨタ		平成29年	平成29年2月22日	

樣 式 等

様式名	使用箇所【震災対策編】	
1 災害発生即報	第3章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 3 被害情報・措置情報の収集・伝達	
2 出動職員報告書	第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 2 職員の動員・参集	
3 放送申込書	第3章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第3 災害情報の広報 2 広報手段	
4 現地調査書	第3章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 3 被害情報・措置情報の収集・伝達	
5 災害概況即報		
6 公共土木施設被害等		
7 教育施設被害状況		
8 市有財産被害報告		
9 はん濫河川被害報告		
10 農業被害状況		
11 農産物被害状況		
12 商工業被害状況		
13 家屋被害調査票		
14 災害応急処理報告書	第3章 災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1 自衛隊災害派遣要請の実施及び受入れ体制の確保 1 自衛隊に対する災害派遣要請	
15 自衛隊災害派遣依頼書		
16 自衛隊災害派遣撤収依頼書		第3章 災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1 自衛隊災害派遣要請の実施及び受入れ体制の確保 3 災害派遣部隊の撤収要請
17 消防応援要請書		第3章 災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2 応援要請の実施及び受入れ体制の確保と応急措置の代行 3 消防機関の応援要請
18 消耗品受払簿		第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第5 生活救援物資の供給 1 食糧・生活必需品等の供給
19 応急食糧受給者名簿		
20 食糧・物資調達台帳		
21 物資支給・配布状況書		
22 義援金受付簿		第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者生活の安定化 第1 義援金の募集及び配分 1 義援金の募集及び受付
23 義援物資受付簿		第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第9 義援物資対策 2 物資の受入れ

様式名	使用箇所【震災対策編】
24 義援金品受領書	第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第9 義援物資対策 2 物資の受入れ  第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者生活の安定化 第1 義援金の募集及び配分 1 義援金の募集及び受付
25 運転日誌	第3章 災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第3 緊急輸送 3 輸送車両、ヘリコプターの確保
26 緊急輸送車両確認申請書	
27 緊急輸送車両標章	
28 緊急通行車両確認証明書	
29 トリアージ・タグ	第3章 災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5 応急医療 2 応急医療活動
30 罹災証明書	第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等 2 罹災証明書の交付
31 罹災台帳	

1 災害発生即報

## 災 害 発 生 即 報

	日 時 分 受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 被害に対する措置					
5 その他必要事項					

(注)内容は簡単に要を得たものとする。



### 3 放送申込書

## 放 送 申 込 書

「NHK水戸放送局及び栃茨城放送に対する放送要請手続き」

#### 1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備、又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局、及び栃茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

#### 2 要請の手続

放送の要請は消防安全課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話(日本放送協会水戸放送局 221-7101、栃茨城放送 244-2121)又は口頭により行う。

放 送 申 込 書	
放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	
令和 年 月 日	
殿	
茨城県防災・危機管理部消防安全課長 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
(注) 本申込書は正副の複写とし、消防安全課長氏名印は正のみとする。	

4 現地調査書

現 地 調 査 書

調 査 日 時	月 日 時 分
調 査 班 名	
調 査 員 氏 名	

災 害 の 原 因	1. 地震振動 2. 液状化 3. 火災 4. 土砂崩れ 5. その他				
被 災 日 時	年 月 日		時 分 (頃)		
被 害 場 所	結城市 丁目 番 号 (世帯主及び代表者氏名 )				
被 災 概 要					
被 害 の 内 容	建 築 物 被 害	1. 全壊 (焼) 2. 半壊 (焼) 3. 一部損壊 4. 流失 5. 床上浸水 ( cm) 6. 床下浸水			
	土 木 施 設 等 被 害				
	ラ イ フ ラ イ ン 施 設 等 被 害				
	そ の 他 被 害				
	人 的 被 害	1. 死亡 人 2. 重症 人 3. 軽症 人 4. 行方不明者 人			
	死 傷 者 名	住 所	氏 名	年 齢	備 考
特 記 事 項					

\*必要に応じて資料添付のこと。



## 5 災害概況即報

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	鎮 庄 日 時 (鎮火日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)			
火元の事態・ 用途		事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所		出火原因				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
焼 損 程 度	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	
	焼損棟数			半 焼 棟	建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
				部分焼 棟	林野焼損面積	a
	ぼ や 棟					
り災世帯数		気 象 状 況				
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力災害
- 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第二種 第二種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防知覚方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス	物質名			
	5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ( )				
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等		
			人 ( )		
			重症		
			人 ( )		
			中等症		
			人 ( )		
			軽症		
			人 ( )		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人)	
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)	
不明 人			
救助活動の要否			
救助護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄 ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）  
（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 (第 報) \_\_\_\_\_

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者	人	重 傷	人	住 家 被 害	全 壊	棟	床上浸水	棟
		うち災害 関連死者	人				半 壊	棟	床下浸水	棟
		不 明	人	軽 傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部 等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の 活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要 請の状況									

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

〔被害状況即報〕

都道府県				区分			被害
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
				文教施設		箇所	
				病院		箇所	
				道路		箇所	
				橋りょう		箇所	
				河川		箇所	
				港湾		箇所	
				砂防		箇所	
				清掃施設		箇所	
				崖くずれ		箇所	
				鉄道不通		箇所	
				被害船舶		隻	
				水道		戸	
				電話		回線	
				電気		戸	
				ガス		戸	
				ブロック塀等		箇所	
				り 災 世 帯 数		世帯	
				り 災 者 数		人	
				火災発生	建物		件
					危険物		件
				その他		件	
住家被害	全壊	棟		その他			
		世帯					
		人					
半壊	棟	棟					
		世帯					
		人					
一部破損	棟	棟					
		世帯					
		人					
床上浸水	棟	棟					
		世帯					
		人					
床下浸水	棟	棟					
		世帯					
		人					
非住家	公共建物	棟					
		その他	棟				

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県						
公 共 文 教 施 設	千円										
農 林 水 産 業 施 設	千円										
公 共 土 木 施 設	千円										
そ の 他 の 公 共 施 設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数		団体			市 町 村						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名							
	林 業 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
計					計	団体					
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人						
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人						
備 考	災害発生場所										
	災害発生年月日										
災害の種類概況											
応急対策の状況											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難情報発令の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> </ul>											

※被害額は省略することができるものとする。

(1) 被害状況等の判定基準

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。	
	棟	一つの独立した建物をいう。 主屋より延べ面積の小さな建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するには至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下等で二つ以上の主屋が接続されているものは切離してそれぞれを建物とみなす。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎棟を1世帯として取扱う。）	
	全壊（全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用物、又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	



被害区分		判定基準	
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部、又は一部の損壊、又は、崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの、及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの、及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊、又は冠水等により通行が不能となったものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に仮設された橋とする。	
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面の損壊等、応急修理が必要なものとする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、及び人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	清掃施設	ごみ処理、及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	水道	上水道、又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
下水道	災害により汚水排除が不可能となった戸数とする。		
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
ガス	一般ガス事業、又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		

被害区分	判定基準
ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）、及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震、又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

被害区分	判定基準	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用、又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等被害額とする。
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類、及び概況消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

被害の程度、及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況、及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、砂防設備等の被害状況、及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況、及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況、及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況、及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況、及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

- ・ 応援要請、又は職員派遣の状況

6 公共土木施設被害等

公共土木施設被害等  
下水道施設被害  
公水道施設被害

調査項目	調査対象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工事種別	速報事項
	施設名	位置					
河川			ヶ所	m	円		
下水道							
道路							
橋梁							
水道							

7 教育施設被害状況

教育施設被害状況

月 日 時現在

調査事項	事項	数量	被害額推定	備考
小学校	全壊(焼)	棟	千円	
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			
中学校	全壊(焼)	棟	千円	
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			

8 市有財産被害報告

市 有 財 産 被 害

被害物件名	件数	被害額推定	備考
	件	円	

9 はん濫河川被害報告

は ん 濫 河 川 被 害 報 告

調査項目	河川名	
	事 項	
浸水区域	位 置	
	図 示 番 号	
	浸水の直接原因	
	浸水面積	流 失
		埋 没
計		

10 農業被害状況

農 業 被 害 状 況

月 日 時現在

区分	被害態様		流失	土石流入 埋 没	冠水	き裂陥没	風害のみ	その他	計
	農産物名								
田畑		面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被害減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被害見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被害減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被害見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

11 農産物被害状況

農 産 物 被 害 状 況

区 分	単 位	被 害		備 考
		数 量	金 額	
稲			千円	
麦				
果 実				
野 菜				
そ の 他				

## 12 商工業被害状況

## 商 工 業 被 害 状 況

月 日 時現在

調査項目	単 位	数量	被害額推定		摘 要
			建物	金 額	
工 場	全壊（焼）	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
商 店	全壊（焼）	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
そ の 他	全壊（焼）	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				





## 14 災害応急処理報告書

## 災害応急処理報告書

受付日時	年 月 日	午前 午後	時 分	受付者氏名
連絡者住所氏名	住所	氏名	電話	
被害場所	結城市			
通報内容				
被害状況（必要に応じて略図を添付すること。）				
被害戸数	戸（全壊	戸、一部損壊	戸、床上浸水	戸、床下浸水戸）
応急処理内容				
処理日時	処理	開始日時	年 月 日	午前・午後 時 分
		終了日時	年 月 日	午前・午後 時 分
班名	班	班員名		
今後の対策				

15 自衛隊災害派遣依頼書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他  
( )

(2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分

(3) 場 所

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分  
至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域、及び活動内容

(1) 派遣希望区域 県 市 町  
郡 村

(2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現場において協力しうる団体、人員、機材等の数量、及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者、及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

16 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり  
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請の理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

17 消防応援要請書

(参考)

年 月 日

応援市町村長または  
消防長

\_\_\_\_\_  
殿

結城市長

印

災 害 応 援 要 請 書

災害時の広域消防相互応援協定第5条の2により、応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別			
② 災 害 発 生 日 時			
③ 災 害 発 生 の 場 所			
④ 被 害 の 状 況			
⑤要請する車両、資機 材等の種別、及び数量、 並 び に 人 員	区 分	種 別	数 量
	車 両		
	資 機 材 等		
	人 員		
⑥ 応 援 隊 到 着 希 望 日 時、及 び 場 所			
⑦ その 他 必 要 事 項			













24 義援金品受領書

	No.
	年 月 日
義 援 金 品 受 領 書	
殿	
結城市災害対策本部長	
	㊤
1. 金 額	円
2. 品 物	数 量
年 月 日	に発生した
	災害に対し、
上記の金品を確かに受領いたしました。	



## 緊急輸送車両確認申請書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申請書			
災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条の規定による緊急輸送車両であることの確認を受けたいので以下のとおり申請します。			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 又は品名			
申請者 (使用者)	住 所		
	氏 名	㊟	
輸送日時			
輸送経路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

27 緊急輸送車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

28 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書			
		知 事 ㊟ 公安員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

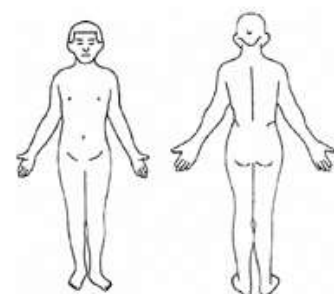
備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 29 トリアージ・タグ

(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)				○	1.8	
(搬送機関用)						
No.	氏名(Name)	年齢(Age)	性別(Sex)			
			男(M) 女(F)			
住所(Address)			電話(Phone)			
トリアージ実施月日・時刻			トリアージ実施者氏名			
月 日 AM 時 分 PM						
搬送機関名		収容医療機関名				
トリアージ実施場所		トリアージ区分				
		0 I II III				
トリアージ実施機関			医師 救命救急士 その他			
病状・傷病名						
特記事項						
<b>0</b>				(黒色)		1.8
<b>I</b>				(赤色)		1.8
<b>II</b>				(黄色)		1.8
<b>III</b>				(緑色)		1.8

(紐穴の直径は3mm)

○		1.8
特記事項		
		
<b>0</b>		(黒色)
<b>I</b>		(赤色)
<b>II</b>		(黄色)
<b>III</b>		(緑色)

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

結城市長



